

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成26年5月14日

【事業年度】 第58期(自平成25年2月21日 至平成26年2月20日)

【会社名】 株式会社西松屋チェーン

【英訳名】 NISHIMATSUYA CHAIN Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大村 禎史

【本店の所在の場所】 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

【電話番号】 079(252)3300(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 藤田 正義

【最寄りの連絡場所】 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

【電話番号】 079(252)3300(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 藤田 正義

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第54期	第55期	第56期	第57期	第58期
決算年月		平成22年2月	平成23年2月	平成24年2月	平成25年2月	平成26年2月
売上高	(千円)	117,720,993	117,871,361	119,814,360	122,546,332	127,676,120
経常利益	(千円)	9,405,170	8,397,838	5,008,364	6,593,951	5,581,440
当期純利益	(千円)	5,353,921	4,755,156	2,290,562	3,648,143	2,991,088
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)					
資本金	(千円)	2,523,031	2,523,031	2,523,031	2,523,031	2,523,031
発行済株式総数	(株)	69,588,856	69,588,856	69,588,856	69,588,856	69,588,856
純資産額	(千円)	44,917,979	48,135,832	48,832,879	50,976,799	52,437,361
総資産額	(千円)	66,724,713	67,327,443	67,380,908	71,106,983	70,737,760
1株当たり純資産額	(円)	658.52	708.64	723.42	760.07	785.34
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額)	(円) (円)	18.00 (8.00)	19.00 (9.00)	19.00 (9.00)	19.00 (9.00)	19.00 (9.00)
1株当たり 当期純利益	(円)	78.25	70.30	34.06	54.59	45.00
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益	(円)		70.30			
自己資本比率	(%)	66.9	71.2	72.1	71.4	73.7
自己資本利益率	(%)	12.4	10.3	4.7	7.3	5.8
株価収益率	(倍)	9.9	10.6	18.5	13.5	16.4
配当性向	(%)	23.0	27.0	55.8	34.8	42.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	3,911,605	1,619,213	471,224	6,264,773	2,019,630
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	903,942	1,307,822	728,620	62,033	352,885
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	2,234,693	1,683,645	1,796,720	1,806,336	1,820,228
現金及び現金同等物の 期末残高	(千円)	24,937,974	23,565,720	21,511,604	26,032,074	25,878,592
従業員数 (外、臨時従業員の 年間平均雇用人員数)	(名)	506 (2,917)	571 (3,139)	599 (3,351)	611 (3,519)	615 (3,713)

- (注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。  
2 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結経営指標等については記載しておりません。  
3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。  
4 第54期、第56期、第57期および第58期は希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は記載しておりません。

2 【沿革】

年月	概要
昭和31年10月	茂理 満(現名誉会長の母)と現名誉会長 茂理佳弘が宮詣り衣装、出産準備品を扱う「赤ちゃんの西松屋株式会社」を設立し、大手前通り店出店(資本金1,100千円、兵庫県姫路市本町、平成9年11月廃止)
昭和34年3月	「株式会社 西松屋ストアー」に商号変更
昭和40年10月	子供服の販売を事業目的に加え兵庫県姫路市紺屋町にみゆき通り店を出店し、併せて本部事務所を移転
昭和46年11月	大阪地区に京橋店出店(平成14年4月退店)
昭和47年4月	本部事務所規模拡大のため、兵庫県姫路市二階町に二階町店を出店(平成6年10月廃止)し、同時に本部事務所を移転
昭和54年8月	「株式会社 西松屋チェーン」に商号変更
昭和54年10月	兵庫県姫路市に駐車場付郊外型店舗北姫路店を出店
昭和60年11月	仕入活動強化のため大阪市北区芝田に大阪事業部事務所を開設
昭和62年3月	大阪事業部の規模拡大に伴い、事業部事務所を大阪市北区より大阪市東淀川区に移転(平成6年4月廃止)
昭和63年4月	神戸市西区北別府に郊外型大型店舗伊川谷店を出店
平成元年12月	商品情報と販売情報を即時に収集するため、POSシステムと汎用コンピュータ導入
平成2年11月	兵庫県神崎郡福崎町に福崎店出店(平成24年12月退店)、初めて郡部立地へ出店
平成3年4月	兵庫県伊丹市に商品管理センター開設(平成6年1月移転)
平成3年6月	業績規模の拡大に伴い、兵庫県姫路市南駅前町に本部事務所を移転
平成5年11月	岡山県倉敷市に平田店、北畝店の2店舗を出店し、中国地区へ販売エリアを拡大
平成6年1月	分散していた本部機能の効率化を図るため、本社新社屋兼商品管理センター(兵庫県姫路市飾東町)を建設し移転(平成14年8月業務の完全外部委託化に伴い商品管理センター廃止)
平成9年5月	「株式会社 西松屋チェーン」に商号変更
平成9年5月	香川県高松市に高松レインボー通店を出店し、四国地区へ販売エリアを拡大
平成9年5月	埼玉県本庄市に埼玉本庄店を出店し、関東地区へ販売エリアを拡大
平成9年7月	日本証券業協会に株式を店頭登録銘柄として登録
平成10年9月	北九州市に小倉南店、八幡上津役店の2店舗を出店し、九州地区へ販売エリアを拡大
平成11年9月	静岡県富士市に富士伝法店を出店し、中部地区へ販売エリアを拡大
平成11年11月	東京証券取引所市場第二部及び大阪証券取引所市場第二部に株式を上場
平成13年2月	東京証券取引所及び大阪証券取引所市場第一部銘柄に指定
平成13年7月	福島県に郡山富田店を出店し、東北地区へ販売エリアを拡大
平成15年4月	札幌市に札幌白石店、札幌東店、札幌屯田店の3店舗を出店し、北海道地区へ販売エリアを拡大
平成16年4月	沖縄市に沖縄美里店、那覇市に那覇新都心店を出店し、沖縄県へ販売エリアを拡大 北海道から沖縄県までの47都道府県、全国にチェーン店網を完成
平成23年9月	神戸市中央区加納町に商品開発本部(現 商品本部)三宮事務所を開設
平成26年2月	平成26年2月20日現在で店舗数858店舗(北海道地区39店舗、東北地区77店舗、関東地区236店舗、中部地区148店舗、近畿地区152店舗、中国地区58店舗、四国地区31店舗、九州・沖縄地区117店舗)

### 3 【事業の内容】

当社は、お子さまを持つ家庭の毎日の子育てが楽しくなる“豊かな暮らし”実現のために、ベビー・子供の生活関連用品の販売をチェーンストア展開により行っており、ドミナントエリアづくりによって、ナショナルチェーンとしての店舗網の拡充を進めております。

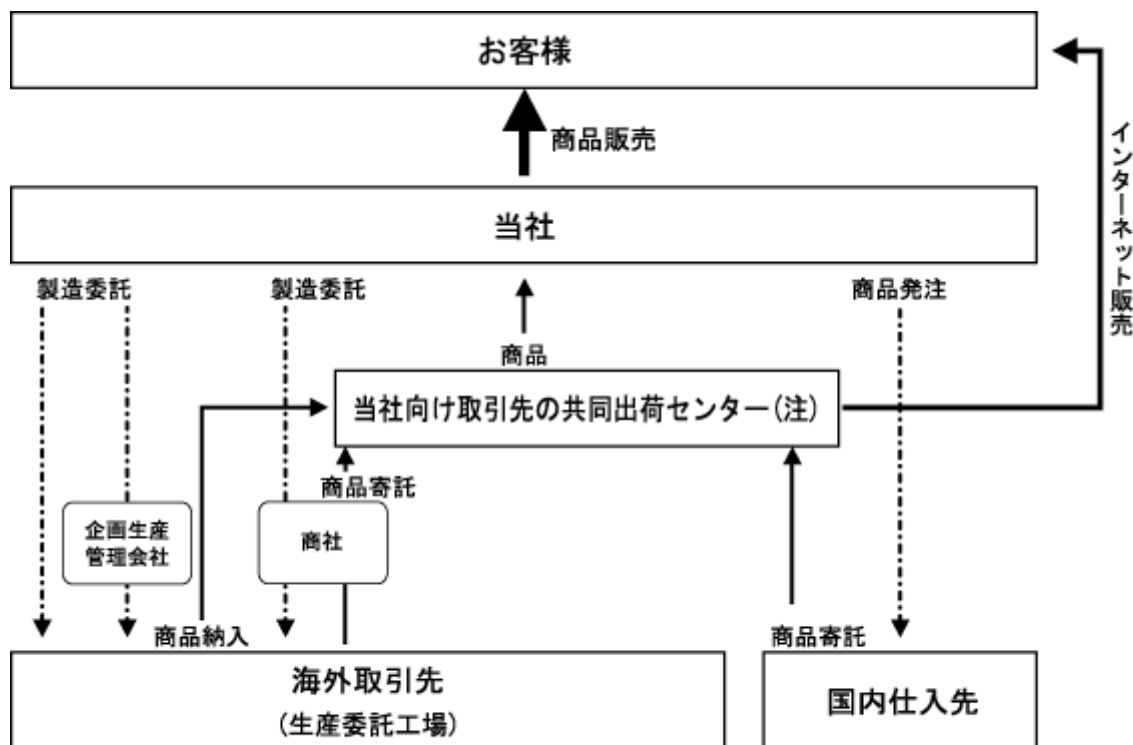
当社の事業内容は、ベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであります。

仕入先は国内・国外を問わず、より低いコストで適切な品質の商品を調達しております。

商品は、各店舗およびインターネット販売にて直接一般顧客に主に現金で販売しており、主要な取扱品目は次のとおりであります。

商品別	主要な品目
子供衣料	ベビーアウトウエア・肌着・パジャマ等 ボーイズアウトウエア・肌着・パジャマ等 ガールズアウトウエア・肌着・パジャマ等
育児・服飾雑貨	調乳・離乳用品、衛生・雑貨用品、寝装・寝具 ベビーカー・カーシート等のおでかけ用品 室内用マット・チェア・ラック・歩行器等の室内用品 帽子・シューズ等の服飾雑貨 玩具、ギフトセット
ベビー・マタニティー衣料	新生児衣料 マタニティー用品 宮参り初着等の和装用品
その他	自動販売機商品

なお、事業系統図は次のとおりであります。



(注) 当社への商品供給のため、主に国内仕入先が共同で出荷センターの運営を物流会社等へ委託しているものであります。

#### 4 【関係会社の状況】

当社は、関係会社を有していないため、該当事項はありません。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

平成26年2月20日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
615 ( 3,713 )	36.15	8.90	5,567,945

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。  
2 従業員数欄の( )は外書で、臨時従業員(パートタイマー、アルバイトおよび派遣社員)の年間平均雇用人員数(1日8時間換算)であります。  
3 プライベートブランド商品の開発体制を強化するため、他業種出身者の契約社員としての中途採用を推進しており、その数は615名中65名(前期比23名増)であり、そのため、平均年齢も前期比で1.68歳上昇しております。  
4 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。  
5 当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、セグメントごとの従業員の状況の記載を省略しております。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当期におけるわが国経済は、大胆な金融緩和により円安・株高が進行し、株式市場の回復は消費意欲を刺激し個人消費に一部持ち直しの動きが見られました。しかしながら一方では、急激な円安による輸入価格の高騰や新興国経済の停滞など、先行き不透明感が完全には払拭しきれない状況となっております。当流通業界におきましては、輸入価格が高騰する中、国内企業各社によるシェア獲得のための価格競争や出店競争に加え、プライベートブランド商品による差別化競争が活発化するなど、厳しい状況が続いております。

このような環境の中、当社は、北海道から沖縄までの全国47都道府県に、お客様にとって便利で標準化された店舗網の拡充をさらに進めるため、新規出店を継続して行ってまいりました。当期の新規出店は34店舗となり、一方で11店舗閉鎖したことで、期末の店舗数は858店舗となっております。

商品面では、低価格路線の徹底と品揃えで差別化を図るため、商社や製造業など他業種出身者の採用を拡大し、プライベートブランド商品の開発体制を強化してまいりました。

オペレーション面におきましては、店長研修会などによる従業員教育を継続することで、スーパーインテンデント（複数店管理店長）制度の拡大を進めてまいりました。そして、店舗マネジメントの強化を図ると同時に、ITを駆使して作業の省力化や合理化のための改善、改革に取り組んでまいりました。また、物流面におきましても積載効率の改善や配送回数の削減、運送手段の見直しなど物流コストの削減に努めてまいりました。

この結果、当期の売上高は1,276億7千6百万円で前期比104.2%となりました。利益面では、円安による輸入価格の高騰で売上総利益が伸び悩み、営業利益は53億2千5百万円で前期比83.9%、経常利益は55億8千1百万円で前期比84.6%となりました。当期純利益につきましては、29億9千1百万円で前期比82.0%となりました。

なお、当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、セグメントごとの業績の状況の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当期における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、営業活動により20億1千9百万円増加し、投資活動により3億5千2百万円減少し、財務活動により18億2千万円減少しました。この結果、資金は前期末に比べ1億5千3百万円減少し、258億7千8百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当期における営業活動による資金は、20億1千9百万円の増加（前期比42億4千5百万円の収入減少）となりました。これは主に、税引前当期純利益が53億1千7百万円となり、減価償却費9億5千1百万円があった一方で、たな卸資産の増加4億7千7百万円や法人税等の支払が35億2千万円あったことなどによります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当期における投資活動による資金は、3億5千2百万円の減少（前期は6千2百万円の収入）となりました。これは主に、新規出店により有形固定資産の取得による支出11億9千1百万円や建設協力金及び敷金・保証金の差入による支出4億8千8百万円があった一方で、約定による建設協力金及び敷金・保証金の回収による収入が13億2千7百万円あったことによります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当期における財務活動による資金は、18億2千万円の減少（前期比1千3百万円の支出増加）となりました。これは主に、配当金の支払額が12億6千5百万円あったことや、自己株式の取得による支出が3億円あったことなどによります。

2 【販売実績】

当社の事業内容は、ベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであり、区分すべき事業セグメントが存在しないため、商品別および地域別により記載しております。

(1) 商品別売上高

商品別	第58期 (自 平成25年2月21日 至 平成26年2月20日)	
	金額(千円)	前期比(%)
子供衣料	48,471,115	104.1
育児・服飾雑貨	61,055,858	104.9
ベビー・マタニティー衣料	17,955,876	101.9
その他	193,270	105.8
合計	127,676,120	104.2

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

## (2) 地域別売上高

地域	第58期 (自 平成25年 2月21日 至 平成26年 2月20日)					
	売上高 (千円)	構成比 (%)	前期比 (%)	期末 店舗数 (店)	店舗異動状況	
					新店 (店)	退店 (店)
北海道	5,019,887	3.9	106.9	39	1	
北海道地区計	5,019,887	3.9	106.9	39	1	
青森県	1,858,276	1.5	102.4	14		
岩手県	1,382,891	1.1	108.1	10	3	
宮城県	2,454,064	1.9	101.2	18	1	
秋田県	1,202,937	0.9	103.6	10		
山形県	1,454,872	1.1	100.7	10		
福島県	2,764,878	2.2	103.1	15		
東北地区計	11,117,920	8.7	102.9	77	4	
茨城県	3,397,668	2.7	100.3	26		1
栃木県	2,374,355	1.9	101.4	16		1
群馬県	2,302,413	1.8	103.2	18		
埼玉県	7,178,973	5.6	102.6	47	1	
千葉県	5,667,357	4.4	103.8	40	3	1
東京都	7,373,424	5.8	108.3	47	3	
神奈川県	7,687,095	6.0	104.0	42	1	
関東地区計	35,981,289	28.2	103.9	236	8	3
新潟県	2,555,467	2.0	104.5	20	1	
富山県	1,027,145	0.8	101.4	8		1
石川県	883,659	0.7	105.3	7		1
福井県	889,430	0.7	101.1	7		
山梨県	882,158	0.7	95.8	7		
長野県	2,336,461	1.8	102.1	15		
岐阜県	2,019,791	1.6	101.3	13		
静岡県	4,589,921	3.6	101.4	29	2	
愛知県	6,431,970	5.0	107.0	42	4	
中部地区計	21,616,007	16.9	103.4	148	7	2
三重県	1,755,090	1.4	105.5	14		
滋賀県	1,547,130	1.2	103.2	11		
京都府	1,793,750	1.4	113.3	12	2	
大阪府	8,698,152	6.8	103.3	53		
兵庫県	6,052,392	4.7	103.1	44	1	3
奈良県	1,456,806	1.1	104.2	11		
和歌山県	1,356,533	1.1	102.5	7		1
近畿地区計	22,659,857	17.7	104.1	152	3	4
鳥取県	866,972	0.7	103.9	5		
島根県	773,997	0.6	101.4	5		
岡山県	1,685,451	1.3	106.6	13	1	
広島県	2,897,077	2.3	101.2	22	1	
山口県	1,667,001	1.3	103.1	13		1
中国地区計	7,890,500	6.2	103.0	58	2	1
徳島県	1,131,542	0.9	106.7	8	1	
香川県	1,000,288	0.8	104.0	8		
愛媛県	1,505,228	1.2	101.4	10		
高知県	1,020,143	0.8	103.6	5	1	1
四国地区計	4,657,203	3.6	103.7	31	2	1
福岡県	5,519,395	4.3	102.9	41	2	
佐賀県	1,038,129	0.8	95.5	8		
長崎県	1,562,078	1.2	103.0	10	1	
熊本県	2,250,544	1.8	103.1	15	2	
大分県	1,600,124	1.3	100.6	11		
宮崎県	1,611,418	1.3	105.8	10		
鹿児島県	2,138,232	1.7	105.4	13	1	
沖縄県	1,731,639	1.4	108.7	9	1	
九州・沖縄地区計	17,451,563	13.7	103.3	117	7	
その他	1,281,892	1.0	178.8			
合計	127,676,120	100.00	104.2	858	34	11

(注) 1 その他はインターネット販売によるものであります。  
2 上記金額には消費税等は含まれておりません。



(3) 単位当たりの売上高

項目	第58期 (自 平成25年2月21日 至 平成26年2月20日)	
	実績	前期比(%)
売場面積(平均)(㎡)	603,805	104.8
1㎡当たり期間売上高(千円)	211	99.4
従業員数(平均)(人)	4,336.9	104.9
1人当たり期間売上高(千円)	29,440	99.3

- (注) 1 売場面積(平均)は営業店舗の稼働月数を基礎として算出しております。  
2 従業員数(平均)はパートタイマー、アルバイトおよび派遣社員を正社員換算(1日8時間換算)して算出しております。  
3 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3 【仕入実績】

当社の事業内容は、ベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであり、区分すべき事業セグメントが存在しないため、商品別により記載しております。

商品別	第58期 (自 平成25年2月21日 至 平成26年2月20日)	
	金額(千円)	前期比(%)
子供衣料	29,824,203	111.1
育児・服飾雑貨	41,230,859	103.6
ベビー・マタニティー衣料	10,124,173	105.9
その他	148,405	105.8
合計	81,327,642	106.5

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

#### 4 【対処すべき課題】

次期の見通しにつきましては、消費税増税や新興国経済の成長鈍化など、国内外の問題から先行き不透明感が完全には払拭しきれない状況が続くものと認識しております。当業界におきましては、消費者の生活防衛意識の高まりを背景に、異業種を含む企業間のシェア獲得競争による厳しい状況が今後も続くと思われま

す。このような状況の中で当社は、不採算店舗のスクラップやリプレイスにより、収益性の改善を図りながら今後も全国各地に標準化された便利な店舗を積極的に出店し、地域の寡占化を進めてまいります。商品政策につきましては、お客様の立場に立った品質を備えた商品の開発を推し進めるとともに、中国以外の国への調達範囲の拡大も継続してまいります。加えて、売れ筋商品に絞り込み、品目数を削減することでマスのメリットを最大限に活かし、仕入原価の引き下げを図ります。これらの施策とともに、商品の開発・仕入から販売までの商品計画の精度向上や予算実績管理の強化により、売上の機会損失や値下げロスを削減し、売上総利益の確保に努めてまいります。

オペレーションにつきましては、社内におけるあらゆる業務の省力化や合理化のために引き続き、改善・改革に取り組むとともに、物流コストの削減にも継続して取り組んでまいります。そして、ITを最大限に活用し、省力化や合理化につなげるとともに、経営判断や意思決定に役立てることで業績の向上に努める所存であります。

## 5 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末（平成26年2月20日）現在において判断したものであります。

### (1) 天候要因について

当社の主力商品のひとつであるベビー・子供衣料は、気温の変化に敏感であり、天候不順や異常気象による例年と大きく異なる気温の推移があった場合、販売数量の計画に差異が生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 自然災害について

地震等の自然災害による本部、店舗および当社向け取引先の共同出荷センター、並びに国内外の生産地、生産工場における被害の発生により、当社の商品供給体制に影響を受け、事業活動の継続に支障をきたす場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 新型インフルエンザウイルス等の伝染病の流行について

新型インフルエンザウイルス等の伝染病の流行により、本部、店舗および当社向け取引先の共同出荷センター、並びに国内外の生産地、生産工場の所在地やその周辺地域において感染者が拡大し、また、それに連動して国内外で流通制限などの非常事態が発生することにより、当社の商品供給体制や販売に影響を受け、事業活動の継続に支障をきたす場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 為替の変動について

当社の販売商品の多くは海外で製造されており、為替の変動が輸入価額に影響することが考えられます。特に当社が独自に開発輸入しております製品につきましては、為替の変動が直接影響いたしますので、急激かつ大幅な為替の変動が続いた場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (5) 競争の激化について

当社が販売するベビー・子供用品は、専門店のほか、百貨店、量販店、ホームセンター、ドラッグストア等の業態においても販売され、競争は激化しております。今後の競争状況の推移によっては当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (6) 出店計画について

当社は、今後の出店方針としてSC（ショッピングセンター）への出店も継続して計画を進めております。SC出店につきましては大規模小売店舗立地法等による規制を受けることとなります。当該規制により出店計画に大きな変更が生じた場合は当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の厳格な出店基準に合致する物件がなければ出店予定数を変更することもあるため、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (7) 店舗の建設協力金および保証金について

当社は、主に店舗の土地および建物を賃借する形で出店しており、地主やディベロッパーに対して建設協力金や敷金・保証金などの資金を差し入れておりますが、当該差入れ先の倒産その他の事由により、その全額または一部が回収できなくなった場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 人材の育成について

当社が必要とする人材の育成が計画通り進まない場合は、将来的には計画通りの規模拡大が継続できず、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 出生率の低下について

わが国における新生児の出生率は長期的に低下傾向にありますが、現在までのところ、出生率の低下が当社の業績に影響を及ぼした兆候は見られません。しかしながら、当社の市場占有率が飛躍的に拡大し、さらに新生児の出生率が低下した場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 政治・経済環境について

当社の販売商品は、生産力および生産コストの面から中華人民共和国において製造されている物が多く、当該国の政治・経済環境が急激に変化し、当社の商品調達計画に大きな差異が出た場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

6 【経営上の重要な契約等】

(1) ライセンス契約

相手方の名称	相手先の所在地	契約の内容	契約年月日
ウォルト・ディズニー・ジャパン(株)	東京都目黒区	ウォルト・ディズニーの商標権使用許諾契約	平成25年12月10日
Cherokee Inc.社	米国	ベビー・子供服およびその関連商品に関して、CHEROKEEブランド商品の日本市場における独占販売についてのライセンス契約	平成22年12月20日

(注) 対価としてロイヤリティーを支払っております。

(2) コミットメントライン契約

相手方の名称	相手先の所在地	契約の内容	契約年月日
(株)みずほ銀行	兵庫県姫路市	総額50億円のコミットメントライン契約による借入枠の設定	平成25年3月27日

7 【研究開発活動】

特記事項はありません。

## 8 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 重要な会計方針および見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたる重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況」に記載しております。また、この財務諸表の作成にあたる見積りににつきましては、経営者により、一定の会計基準の範囲内で行なわれている部分があります。これらの見積りについては、継続して検証し、必要に応じて見直しを行なっておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらとは異なることがあります。

### (2) 財政状態の分析

#### 資産の部

当期末の総資産は、707億3千7百万円となり、前期比では99.5%、金額で3億6千9百万円の減少となりました。

流動資産は、前期末に比べて3億4千6百万円の増加となりました。これは、現金及び預金が13億1百万円、未着商品が2億7千万円、商品が2億7百万円増加した一方、預け金が14億5千4百万円減少したことなどによります。

固定資産は、前期末に比べて7億1千5百万円の減少となりました。これは、土地が1億9千3百万円、敷金及び保証金が1億1千万円増加した一方、建設協力金が8億2千万円、リース資産が1億6千4百万円減少したことなどによります。

#### 負債の部

当期末の負債は183億円となり、前期比では90.9%、金額では、18億2千9百万円の減少となりました。

流動負債は、前期末と比べて17億6千万円の減少となりました。これは未払法人税等が12億8百万円、未払消費税等が2億8百万円、買掛金が2億2千7百万円減少したことなどによります。

固定負債は、前期末と比べて6千9百万円の減少となりました。これは、リース債務が1億3千2百万円減少したことなどによります。

#### 純資産の部

当期末の純資産は524億3千7百万円となりました。その内訳は株主資本合計が521億円、評価・換算差額等合計が5千9百万円、新株予約権が2億7千7百万円となっております。

株主資本合計は、資本金25億2千3百万円、資本剰余金23億2千1百万円、利益剰余金500億2千8百万円、自己株式 27億7千2百万円となっております。

### (3) 経営成績の分析

#### 売上高の状況

売上高は1,276億7千6百万円で前期比104.2%となっております。これは、新規出店34店舗に加えて、前期に出店した店舗の内34店舗が1年間フル稼働したことや、既存店で前期比100.6%と増収になったことによります。

#### 売上総利益の状況

売上総利益は464億3千6百万円で前期比102.0%となっております。なお、当期においては売上総利益率が前期に対して0.7%低下しております。これは主に、円安により輸入価格が高騰したことによります。

#### 営業利益の状況

販売費及び一般管理費は411億1千1百万円で前期比104.9%となっております。これは、主に当期の34店舗の新規出店に伴う販売費、人件費及び施設費等の増加であります。売上総利益が前期より9億1千3百万円増加しましたが、販売費及び一般管理費が前期より19億3千1百万円増加したことで、営業利益は53億2千5百万円、前期比83.9%となっております。

#### 経常利益の状況

営業外損益は金融資産の時価評価に伴う受取利息の計上や仕入債務のファクタリング方式による期日前決済割引料を中心に2億5千5百万円のプラスとなりました。結果、経常利益は55億8千1百万円、前期比84.6%となっております。

#### 当期純利益の状況

特別損益については、特別利益は収用補償金5百万円、特別損失は減損損失1億7千1百万円、店舗閉鎖損失9千7百万円となっております。

法人税等（法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額）は23億2千6百万円で、前期比77.0%となっております。

以上の結果、当期純利益は29億9千1百万円と前期比82.0%となっております。

### (4) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析については「1.業績等の概要(2)キャッシュ・フローの状況」をご覧ください。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

第58期は34店舗を新設し、店舗網の拡充を図るとともに11店舗閉鎖いたしました。

この結果、来期以降の新設店舗投資を含めまして第58期の設備投資額（敷金及び保証金含む）は15億9千8百万円となりました。

なお、当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、セグメントごとの設備投資等の概要の記載を省略しております。

#### 2 【主要な設備の状況】

平成26年2月20日現在における設備、投下資本並びに従業員の配置状況は次のとおりであります。

なお、当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、セグメントごとの主要な設備の状況の記載を省略しております。

地域	土地		建物	構築物	什器備品	リース資産	その他の 有形固定資産	合計(千円)	期末 店舗数 (店)	従業員 数 (人)
	面積(m <sup>2</sup> )	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)			
(1) 店舗設備										
北海道	(65,580) 68,764	146,001	148,021	60,571	42,618	5,534		402,746	39	170
北海道地区計	(65,580) 68,764	146,001	148,021	60,571	42,618	5,534		402,746	39	170
青森県	(23,043) 23,043		23,136	10,910	9,281	1,971		45,301	14	64
岩手県	(17,135) 17,135		11,770	14,532	17,158	1,767		45,229	10	50
宮城県	(38,107) 41,473	148,277	117,145	19,760	19,134	3,458		307,776	18	85
秋田県	(4,180) 4,180		6,842	5,552	7,427	1,829		21,652	10	44
山形県	(15,320) 15,320		10,496	7,392	5,130	2,582		25,602	10	47
福島県	(28,022) 28,022		15,780	20,010	11,752	1,388		48,932	15	73
東北地区計	(125,807) 129,173	148,277	185,172	78,158	69,885	12,999		494,493	77	363
茨城県	(37,334) 37,334		100,910	25,102	19,086	3,110		148,210	26	123
栃木県	(29,509) 29,509		19,689	14,010	5,603	592		39,896	16	71
群馬県	(32,294) 33,920	81,081	80,047	15,041	14,216	2,818		193,205	18	77
埼玉県	(82,914) 82,914		49,762	43,559	35,473	9,501		138,297	47	221
千葉県	(63,124) 63,124		62,983	38,389	30,868	4,125		136,367	40	192
東京都	(64,502) 64,502		67,031	44,724	33,520	7,478		152,754	47	226
神奈川県	(35,197) 35,197		119,821	30,948	38,163	4,441		193,374	42	214
関東地区計	(344,874) 346,500	81,081	500,245	211,777	176,933	32,068		1,002,106	236	1,124
新潟県	(29,750) 29,750		18,848	14,112	17,739	3,034		53,735	20	88
富山県	(25,989) 25,989		4,200	6,619	5,762	573		17,156	8	36
石川県	(17,855) 17,855		4,228	2,672	3,735	494		11,130	7	35
福井県	(15,530) 15,530		5,222	9,532	3,831	653		19,240	7	29
山梨県	(7,758) 7,758		5,317	4,046	3,074	484		12,923	7	30

地域	土地		建物	構築物	什器備品	リース資産	その他の 有形固定資産	合計(千円)	期末 店舗数 (店)	従業員数 (人)
	面積(㎡)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)			
長野県	(30,365) 30,365		8,598	15,466	9,954	836		34,856	15	69
岐阜県	(19,469) 19,469		29,402	8,492	10,536	1,751		50,183	13	67
静岡県	(46,384) 48,493	191,861	163,192	45,533	36,934	4,048		441,571	29	145
愛知県	(57,146) 57,146		44,632	42,286	42,041	4,818		133,779	42	199
中部地区計	(250,247) 252,356	191,861	283,644	148,762	133,612	16,696		774,577	148	698
三重県	(41,929) 41,929		11,021	9,510	9,935	2,041		32,509	14	62
滋賀県	(23,037) 23,037		6,228	11,641	6,212	228		24,310	11	46
京都府	(19,200) 19,200		114,653	22,433	20,204	2,749		160,041	12	56
大阪府	(81,826) 81,826		47,597	51,623	22,663	5,562		127,446	53	249
兵庫県	(51,377) 60,666	1,031,005	555,890	84,902	41,784	40,599	42,829	1,797,012	44	217
奈良県	(18,115) 18,115		6,543	3,815	7,850	1,559		19,769	11	50
和歌山県	(11,856) 11,856		4,773	13,141	6,306	1,289		25,510	7	37
近畿地区計	(247,340) 256,628	1,031,005	746,708	197,067	114,958	54,030	42,829	2,186,600	152	717
鳥取県	(8,244) 8,244		3,823	8,271	3,592	584		16,271	5	24
島根県	(7,927) 7,927		4,866	7,578	3,826	685		16,956	5	25
岡山県	(20,792) 20,792		14,849	8,739	12,226	1,656		37,472	13	61
広島県	(29,106) 29,106		33,670	9,352	18,215	2,011		63,250	22	98
山口県	(22,899) 22,899		9,793	9,104	11,632	1,532		32,063	13	57
中国地区計	(88,969) 88,969		67,003	43,047	49,492	6,470		166,014	58	265
徳島県	(7,727) 7,727		15,267	5,734	8,826	1,563		31,392	8	36
香川県	(8,141) 8,141		15,489	3,593	7,332	510		26,925	8	37
愛媛県	(13,597) 13,597		6,555	8,429	7,951	1,442		24,378	10	46
高知県	(9,329) 9,329		5,468	6,246	6,308	691		18,715	5	27
四国地区計	(38,794) 38,794		42,781	24,004	30,417	4,208		101,411	31	146
福岡県	(61,047) 61,047		41,591	39,303	30,703	6,137		117,735	41	188
佐賀県	(6,485) 6,485		5,481	5,406	5,518	2,093		18,500	8	37
長崎県	(15,386) 15,386		5,461	8,165	10,715	2,022		26,365	10	47
熊本県	(30,754) 30,754		11,827	20,808	19,616	2,797		55,049	15	69
大分県	(17,178) 17,178		10,057	10,780	7,211	1,040		29,089	11	50
宮崎県	(15,393) 19,567	197,591	102,604	20,370	14,234	1,493	34,265	370,560	10	48
鹿児島県	(19,090) 19,090		19,432	13,796	13,516	2,621		49,367	13	60
沖縄県	(13,602) 13,602		17,205	16,031	12,263	579		46,079	9	47
九州・沖縄地区計	(178,936) 183,109	197,591	213,662	134,662	113,780	18,785	34,265	712,748	117	546
店舗設備計	(1,340,547) 1,364,293	1,795,819	2,187,240	898,051	731,698	150,793	77,095	5,840,699	858	4,029



地域	土地		建物	構築物	什器備品	リース資産	その他の 有形固定資産	合計(千円)	期末 店舗数 (店)	従業員 数 (人)
	面積(㎡)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)			
(2) その他設備 本社 (兵庫県姫路市)	(10,908) 10,908	0	421,527	19,846	20,782	22,258	7,994	492,409		327
三宮事務所 (神戸市中央区)	( )		2,262		1,177		572	4,012		75
その他 (兵庫県姫路市 他)	( ) 15,338	226,240	16,179	85				242,505		
その他設備計	(10,908) 26,246	226,240	439,969	19,931	21,960	22,258	8,566	738,926		402
合計	(1,351,455) 1,390,539	2,022,059	2,627,209	917,983	753,659	173,052	85,661	6,579,626	858	4,431

- (注) 1 面積のうち( )内の数字は賃借部分を内書きしております。  
2 その他の有形固定資産の内訳は、機械及び装置78,658千円、車両運搬具7,003千円であります。  
3 従業員数にはパートタイマー、アルバイトおよび派遣社員の3,816人(平成26年2月の総労働時間を1日8時間換算した人員)を含んでおります。  
4 投下資本の金額は、有形固定資産の帳簿価額で記載し、建設仮勘定は含まれておりません。  
5 その他設備のその他には従業員の福利厚生施設および閉鎖店舗等が含まれており、土地の内訳は次のとおりであります。

所在地	面積(㎡)	投下資本額(千円)
兵庫県姫路市	14,734	180,495
兵庫県明石市	230	19,568
兵庫県たつの市	200	12,760
その他	174	13,416
合計	15,338	226,240

(注) 兵庫県姫路市の土地の面積には山林が13,583㎡(投下資本額540千円)含まれております。

- 6 リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

名称	主なリース期間 (年)	月間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)	摘要
POSシステム一式および 店内用カメラシステム他	5	6,558		所有権移転外 ファイナンス・リース
店舗照明用節電器	9	8,756	65,615	所有権移転外 ファイナンス・リース
店舗土地および建物	20	1,003,560	19,550,082	オペレーティング・ リース

(注) 月間リース料は、平成26年1月21日から平成26年2月20日までの金額を記載しております。

- 7 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### 重要な設備の新設等

販売エリア拡大のための店舗の新設を計画しており、平成26年2月20日現在におけるその設備計画の概要は次のとおりであります。

なお、当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、セグメントごとの設備の新設、除却等の計画の記載を省略しております。

事業所名	所在地	区分	予算金額 (千円)	既支払額 (千円)	今後の 所要金額 (千円)	着手 年月	完成 予定年月	売場面積 (㎡)	備考
嵯峨丸太町通店	京都市右京区	賃借	12,600	5,000	7,600	平成 年月 25.10	平成 年月 26.3	545	新設
松戸六高台店	千葉県松戸市	賃借	36,170	8,585	27,585	25.8	26.3	992	新設
L a L a テラス 南千住店	東京都荒川区	賃借	18,350		18,350	26.2	26.4	350	新設
奄美名瀬店	鹿児島県 奄美市	所有	127,376	52,616	74,760	25.10	26.4	826	新設
長野上松店	長野県長野市	所有	294,044	5,000	289,044	25.12	26.6	992	新設
銚子三崎店	千葉県銚子市	賃借	7,500	1,500	6,000	26.1	26.7	929	新設
八尾太田橋店	大阪府八尾市	賃借	31,000		31,000	25.12	26.11	869	新設
合計			527,040	72,701	454,339			5,503	

- (注) 1 着手年月は、不動産売買契約締結月、賃貸借契約締結月または工事請負契約締結月のいずれか早い方を記載しております。
- 2 今後の所要資金454,339千円は、自己資金により賄う予定であります。
- 3 予算金額の内容は、土地、建物、建設協力金、敷金・保証金および設備造作等であります。
- 4 上記金額には消費税等は含まれておりません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	191,220,000
計	191,220,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成26年2月20日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年5月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	69,588,856	同左	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	69,588,856	同左		

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づく新株予約権の内容は、次のとおりであります。

第6回新株予約権（平成19年5月15日定時株主総会決議分）

	事業年度末現在 (平成26年2月20日)	提出日の前月末現在 (平成26年4月30日)
新株予約権の数(個)	870	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	87,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159	同左
新株予約権の行使期間	平成21年6月1日～ 平成26年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,774 資本組入額 1,387	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間  
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件  
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第7回新株予約権（平成19年5月15日定時株主総会決議分）

	事業年度末現在 (平成26年2月20日)	提出日の前月末現在 (平成26年4月30日)
新株予約権の数(個)	2,571	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	257,100	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159	同左
新株予約権の行使期間	平成21年6月1日～ 平成26年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,774 資本組入額 1,387	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間  
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件  
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第8回新株予約権（平成20年5月13日定時株主総会決議分）

	事業年度末現在 (平成26年2月20日)	提出日の前月末現在 (平成26年4月30日)
新株予約権の数(個)	418	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	41,800	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159	同左
新株予約権の行使期間	平成22年6月1日～ 平成26年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,335 資本組入額 1,168	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。



- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間  
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件  
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第9回新株予約権（平成21年5月19日定時株主総会決議分）

	事業年度末現在 (平成26年2月20日)	提出日の前月末現在 (平成26年4月30日)
新株予約権の数(個)	100	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	10,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159	同左
新株予約権の行使期間	平成23年6月1日～ 平成26年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,243 資本組入額 1,122	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間  
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件  
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第10回新株予約権（平成21年5月19日定時株主総会決議分）

	事業年度末現在 (平成26年2月20日)	提出日の前月末現在 (平成26年4月30日)
新株予約権の数(個)	424	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	42,400	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159	同左
新株予約権の行使期間	平成23年6月1日～ 平成26年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,243 資本組入額 1,122	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間  
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件  
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第11回新株予約権（平成22年5月18日定時株主総会決議分）

	事業年度末現在 (平成26年2月20日)	提出日の前月末現在 (平成26年4月30日)
新株予約権の数(個)	40	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	4,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159	同左
新株予約権の行使期間	平成24年6月1日～ 平成26年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,229 資本組入額 1,115	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を  
を  
勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再  
編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間  
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残  
存  
新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件  
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第12回新株予約権（平成22年5月18日定時株主総会決議分）

	事業年度末現在 (平成26年2月20日)	提出日の前月末現在 (平成26年4月30日)
新株予約権の数(個)	418	415
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	3	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	41,800	41,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159	同左
新株予約権の行使期間	平成24年6月1日～ 平成26年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,229 資本組入額 1,115	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。



- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間  
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件  
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第13回新株予約権（平成23年5月17日定時株主総会決議分）

	事業年度末現在 (平成26年2月20日)	提出日の前月末現在 (平成26年4月30日)
新株予約権の数(個)	921	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	3
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	92,100	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159	同左
新株予約権の行使期間	平成25年6月1日～ 平成26年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,163 資本組入額 1,082	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間  
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件  
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第14回新株予約権（平成25年5月14日定時株主総会決議分）

	事業年度末現在 (平成26年2月20日)	提出日の前月末現在 (平成26年4月30日)
新株予約権の数(個)	1,230	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	123,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1,098	同左
新株予約権の行使期間	平成27年6月1日～ 平成32年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 1,285 資本組入額 643	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を

勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残

存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) その他の新株予約権の行使の条件

表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第15回新株予約権（平成25年5月14日定時株主総会決議分）

	事業年度末現在 (平成26年2月20日)	提出日の前月末現在 (平成26年4月30日)
新株予約権の数(個)	5,943	5,937
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	6	9
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	594,300	593,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1,098	同左
新株予約権の行使期間	平成27年6月1日～ 平成32年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 1,285 資本組入額 643	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を

勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残

存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) その他の新株予約権の行使の条件

表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年2月21日 ～ 平成20年2月20日(注)	61,800	69,588,856	32,763	2,523,031	32,763	2,321,155

(注) ストックオプションの権利行使による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

平成26年2月20日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		17	18	114	123	18	22,426	22,716	
所有株式数 (単元)		103,120	2,161	105,943	239,423	37	244,428	695,112	77,656
所有株式数 の割合(%)		14.8	0.3	15.2	34.5	0.0	35.2	100.0	

(注) 1 自己株式3,171,987株は、「個人その他」に31,719単元、「単元未満株式の状況」に87株含まれており  
ます。

なお、期末日現在の実質的な所有株式数は、3,171,987株であります。

2 当社が平成22年9月27日開催の取締役会において、「株式給付信託(J-ESOP)」を導入することを決議した  
ことに伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(以下「信託口」という)が平成22年11月1  
日付で当社株式230,800株を取得しております。なお、平成26年2月20日現在において信託口が所有する当  
社株式230,300株を自己株式数に含めて記載しております。

3 上記「その他の法人」および「単元未満株式の状況」には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ33単  
元及び50株含まれております。



(7) 【大株主の状況】

平成26年2月20日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
いちごトラスト (常任代理人：香港上海銀行東京支店)	SECOND FLOOR MIDTOWN PLAZA P.O.BOX 448 GRAND CAYMAN KY1-1106, CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	10,966.4	15.76
友好エステート株式会社	兵庫県姫路市元塩町38番地1	9,628.5	13.84
ビービーエイチ フォー フィ デリティ ロー プライズド ストック ファンド(プリンシ パル オール セクター サブ ポートフォリオ) (常任代理人：株式会社三菱東 京UFJ銀行)	82 DEVONSHIRE ST BOSTON MASSACHUSETTS 02109360582 (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	5,100.0	7.33
大村 禎 史	兵庫県姫路市	4,826.9	6.94
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	4,083.7	5.87
資産管理サービス信託銀行 株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーZ棟	2,689.6	3.87
大村 浩 一	大阪府豊中市	1,950.0	2.80
ステート ストリート バンク ア ンド トラスト カンパニー 505224 (常任代理人：株式会社みずほ 銀行決済営業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A (東京都中央区月島4丁目16-13)	1,900.0	2.73
茂 理 佳 弘	兵庫県姫路市	1,867.3	2.68
モルガンスタンレー アンド カンパニー インターナショ ナル ビーエルシー (常任代理人：モルガン・スタ ンレーMUF G証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1丁目9-7)	1,736.6	2.50
計		44,749.3	64.31

- (注) 1 上記のほか当社所有の自己株式3,171.9千株(4.56%)があります。
- 2 当社が平成22年9月27日開催の取締役会において、「株式給付信託(J-ESOP)」を導入することを決議したことに伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(以下「信託口」という)が平成22年11月1日付で当社株式230.8千株を取得しております。なお、平成26年2月20日現在において信託口が所有する当社株式230.3千株を自己株式数に含めて記載しております。
- 3 前事業年度末において主要株主である筆頭株主であった友好エステート株式会社は、当事業年度末では主要株主である筆頭株主ではなくなり、いちごトラストが新たに主要株主である筆頭株主となりました。
- 4 上記の所有株式数のうち、信託業務にかかる株式数は次のとおりであります。
- |                      |           |
|----------------------|-----------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 4,083.7千株 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社     | 2,689.6千株 |
- 5 資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式数2,689.6千株のうち、1,865.8千株は株式会社みずほ銀行がみずほ信託銀行株式会社に委託した退職給付信託の信託財産を資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託したものであり、その議決権行使の指図権は株式会社みずほ銀行が留保しております。

- 6 当事業年度において、シティユーワ法律事務所から、平成25年6月18日付で大量保有報告書（変更報告書）の提出があり、平成25年6月11日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当事業年度末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので上記「大株主の状況」では考慮しておりません。  
なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
いちごアセットマネジメント・ インターナショナル・ピー ティーイー・リミテッド	179094 シンガポール、ハイスト リートセンター #06-08 ノース ブリッジロード1 内	10,966.4	15.76
いちごアセットマネジメント株 式会社	東京都渋谷区広尾1-1-31	0.1	0.00
計		10,966.5	15.76

- 7 当事業年度において、フィデリティ投信株式会社から、平成25年8月12日付で大量保有報告書（変更報告書）の提出があり、平成25年8月5日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当事業年度末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので上記「大株主の状況」では考慮しておりません。  
なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)	米国 02210 マサチューセツ 州 ボストン, サマー・ストリー ト245	7,250.0	10.42
計		7,250.0	10.42

- 8 当事業年度において、株式会社みずほ銀行から、平成26年1月10日付で大量保有報告書（変更報告書）の提出があり、平成25年12月31日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当事業年度末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので上記「大株主の状況」では考慮しておりません。  
なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3 番3号	1,866.2	2.68
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5 番1号	104.9	0.15
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番 1号	2,995.3	4.30
計		4,966.4	7.14

## (8) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成26年2月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,171,900	2,303	(注)1、2
完全議決権株式(その他)	普通株式 66,339,300	663,393	(注)1、3
単元未満株式	普通株式 77,656		
発行済株式総数	69,588,856		
総株主の議決権		665,696	

(注)1 100株につき、1個の議決権を有しております。

2 当社所有の自己株式が2,941,600株、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式が230,300株含まれております。

3 証券保管振替機構名義の株式が3,300株(議決権33個)含まれております。

## 【自己株式等】

平成26年2月20日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266番地の1	2,941,600	230,300	3,171,900	4.56
計		2,941,600	230,300	3,171,900	4.56

(注) 他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名または名称	名義人の住所
「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として拠出	資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	東京都中央区晴海1丁目8 -12 晴海アイランド トリトンスクエア オフィ スタワーZ棟

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

会社法に基づく内容

第6回新株予約権

決議年月日	平成19年5月15日(定時株主総会)
付与対象者の区分および人数	当社取締役6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第7回新株予約権

決議年月日	平成19年5月15日(定時株主総会)
付与対象者の区分および人数	当社従業員285名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第8回新株予約権

決議年月日	平成20年5月13日(定時株主総会)
付与対象者の区分および人数	当社従業員68名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第9回新株予約権

決議年月日	平成21年5月19日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社取締役2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第10回新株予約権

決議年月日	平成21年5月19日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社従業員93名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第11回新株予約権

決議年月日	平成22年5月18日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社取締役2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第12回新株予約権

決議年月日	平成22年5月18日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社従業員87名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第13回新株予約権

決議年月日	平成23年5月17日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社従業員99名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第14回新株予約権

決議年月日	平成25年5月14日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社取締役7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

## 第15回新株予約権

決議年月日	平成25年5月14日(定時株主総会)
付与対象者の区分および人数	当社従業員502名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

## 第16回新株予約権

決議年月日	平成26年5月13日(定時株主総会)
付与対象者の区分および人数	当社従業員であって取締役会で定める者
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	25,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	未定 (注)2
新株予約権の行使期間	平成28年6月1日～平成32年5月31日
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員または従業員であることを要する。</p> <p>ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権の割当を受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議により決定する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 合計25,000株を上限とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

- 2 1株あたりの行使価額(行使時の払込金額。以下において同じ)は、新株予約権を発行する日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)と新株予約権を発行する日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。)および1,098円のいずれか高い金額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合(ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。



$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

### 3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

#### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

る。

#### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

#### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

#### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

#### (5) 新株予約権の権利行使期間

残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

#### (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

#### (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

#### (8) その他の新株予約権の行使の条件

表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

### 4 提出日現在、新株予約権割当契約を取り交わしておりません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

1. 当該従業員株式所有制度の概要

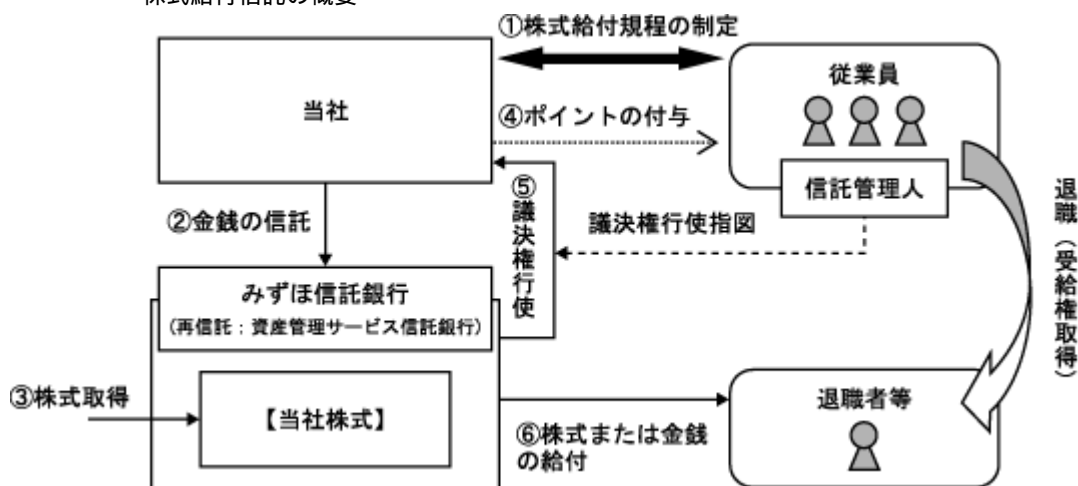
当社は従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価および業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」という）を導入しております。

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が退職した場合に当該退職者等に対し当社株式または当社株式の時価相当の金銭（以下「当社株式等」という）を給付する仕組みです。

当社は、従業員に勤続と職階に応じてポイントを付与し、従業員の退職時等に累積したポイントに相当する当社株式等を給付します。退職者等に対し給付する株式等については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

株式給付信託の概要



当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。

当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）（以下「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。

信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。

当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、勤続と職階に応じて「ポイント」を付与します。

また当社は、ポイントを付与した年度において、付与ポイントに応じて会計上適切に費用処理します。

信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。

従業員は、退職時等に信託銀行から、累積した「ポイント」に相当する当社株式（またはそれに相当する金銭）の給付を受けます。

2. 従業員等に取得させる予定の株式の総数または総額

平成22年11月1日付けで、173,792千円を拠出し、すでに資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（以下「信託口」という）が230,800株、173,792千円取得しております。なお、平成26年2月20日現在において、信託口が所有する当社株式は、株式給付信託の給付により前事業年度末から500株減少して230,300株であります。

3. 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

勤続年数が5年以上を経過している正社員であります。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号および第7号に該当する普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(平成25年4月3日)での決議状況 (取得期間平成25年4月4日~平成25年4月22日)	450,000	300,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	352,600	299,940
残存決議株式の総数および価額の総額	97,400	59
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	21.6	0.0
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	21.6	0.0

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	212	205
当期間における取得自己株式	136	100

(注) 「当期間における取得自己株式」欄には、平成26年5月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式買取による自己株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況および保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他(新株予約権の権利行使)				
その他(単元未満株式の買増請求)				
その他(退職に伴う給付信託口分 の減少)	500	424		
保有自己株式数	3,171,987		3,172,123	

- (注) 1 当期間における「その他(新株予約権の権利行使)」欄には、平成26年5月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使による株式数は含めておりません。
- 2 当期間における「その他(単元未満株式の買増請求)」欄には、平成26年5月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増請求による株式数は含めておりません。
- 3 当期間における「保有自己株式数」欄には、平成26年5月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使による株式数、単元未満株式の買取および買増請求による売渡しによる株式数は含めておりません。
- 4 当事業年度および当期間における保有自己株式数には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する230,300株が含まれております。

### 3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題として認識しており、業績や今後の出店計画等を考慮したうえで、安定した配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、基本方針のもと、期末配当金は1株当たり10円とし、中間配当金(9円)と合わせて19円となりました。これにより、配当性向は42.2%となっております。

当事業年度の内部留保資金につきましては、新規出店店舗の設備投資資金に充当し、今後の店舗網の拡充に備える所存であります。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会決議に基づき行うことができる旨を定款で定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
平成25年10月1日 取締役会決議	599	9
平成26年5月13日 定時株主総会決議	666	10

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金を含んでおります。

### 4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第54期	第55期	第56期	第57期	第58期
決算年月	平成22年2月	平成23年2月	平成24年2月	平成25年2月	平成26年2月
最高(円)	1,065	1,117	759	777	1,140
最低(円)	565	713	529	604	701

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年 9月	10月	11月	12月	平成26年 1月	2月
最高(円)	833	800	838	835	877	813
最低(円)	773	701	713	771	799	721

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 最近6月間の月別最高・最低株価は、毎月1日から月末までのものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長		大村 禎史	昭和30年2月7日生	昭和54年3月 昭和54年4月 昭和60年9月 平成2年4月 平成8年5月 平成12年5月	京都大学大学院工学研究科修士課程修了 山陽特殊製鋼株式会社入社 当社入社 当社取締役 当社専務取締役 当社代表取締役副社長 当社代表取締役社長(現任) (他の法人等の代表状況) 友好エステート株式会社 代表取締役社長	(注)3	4,826.9
専務取締役	組織開発室 長兼商品本 部長兼雑貨 商品本部長 兼業務シス テム室長兼 物流本部長	長谷川 壽人	昭和28年11月17日生	昭和52年3月 昭和52年4月 平成5年6月 平成7年10月 平成8年7月 平成11年3月 平成11年10月 平成14年7月 平成17年5月 平成18年5月 平成19年1月 平成19年9月 平成20年9月 平成21年8月 平成22年5月 平成22年12月 平成23年8月 平成23年12月 平成24年3月 平成25年5月	大阪経済大学経済学部卒業 当社入社 当社総務部長兼株式公開部長 当社店舗開発設備管理部長 当社人事総務部長 当社第四商品部長 当社人事採用教育部長 当社経理部長 当社取締役経理部長 当社取締役経理IT部長 当社取締役人事・総務・IT本部長 当社取締役管理本部長 当社取締役店舗運営本部長 当社取締役管理本部長 当社常務取締役管理本部長 当社常務取締役組織開発室長兼管理本部長 当社常務取締役組織開発室長兼管理本部長兼DB統括本部長 当社常務取締役組織開発室長兼繊維商品開発本部長兼雑貨商品開発本部長兼DB統括本部長 当社常務取締役組織開発室長兼繊維商品開発本部長兼雑貨商品開発本部長兼DB統括本部長兼業務システム室長 当社専務取締役組織開発室長兼商品本部長兼雑貨商品本部長兼業務システム室長兼物流本部長(現任)	(注)3	60.0
常務取締役	店舗運営 本部長	廣田 直記	昭和27年2月21日生	昭和50年3月 昭和50年4月 平成8年4月 平成11年3月 平成11年5月 平成14年4月 平成14年5月 平成18年5月 平成19年1月 平成21年8月	京都産業大学経営学部卒業 当社入社 当社店舗運営部長 当社店舗運営本部長兼兵庫地区運営部長 当社店舗運営本部長兼兵庫地区担当スーパーバイザー 当社店舗運営本部長 当社取締役店舗運営本部長 当社常務取締役店舗運営本部長 当社常務取締役商品開発本部長 当社常務取締役店舗運営本部長(現任)	(注)3	30.9

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	店舗開発 本部長兼西 日本店舗開 発部長	北 中 秀 穂	昭和34年11月25日生	昭和57年3月 昭和57年4月 平成14年3月 平成19年9月 平成20年9月 平成21年5月 平成26年4月	大阪経済大学経済学部卒業 当社入社 当社第1店舗開発設備管理部長 当社商品開発本部第三商品開発部 長 当社店舗開発部長 当社取締役店舗開発部長 当社取締役店舗開発本部長兼西日 本店開発部長(現任)	(注)3	10.0
取締役	管理本部長 兼予実績管 理部長	藤 田 正 義	昭和39年2月7日生	昭和62年3月 昭和62年4月 平成19年3月 平成19年9月 平成21年5月 平成23年2月 平成23年11月 平成24年9月 平成25年3月	甲南大学法学部卒業 当社入社 当社店舗開発・経理本部経理部長 当社管理本部経理部長 当社取締役経理部長 当社取締役予実績管理室長兼経理 部長 当社取締役予実績管理室長兼管理 本部長兼経理部長 当社取締役管理本部長兼予実績管 理部長兼経理部長 当社取締役管理本部長兼予実績管 理部長(現任)	(注)3	14.3
取締役	人事部長	松 尾 光 晃	昭和35年12月15日生	昭和58年3月 昭和58年4月 平成20年3月 平成23年2月 平成25年3月 平成25年5月	京都産業大学経済学部卒業 当社入社 当社管理本部人事部長 当社執行役員管理本部人事部長 当社執行役員人事部長兼人事課長 当社取締役人事部長(現任)	(注)3	17.4
取締役		菅 尾 英 文	昭和22年8月31日生	昭和47年3月 昭和51年3月 昭和57年6月 平成6年5月 平成19年6月 平成24年6月	一橋大学法学部卒業 一橋大学社会学部卒業 菅尾英文法律事務所開設(現在に 至る) 当社取締役(現任) 沢井製薬株式会社監査役 同社取締役(現任)	(注)3	21.5
常勤監査役		大 橋 一 喜	昭和15年3月17日生	昭和38年3月 昭和38年4月 平成4年11月 平成6年6月 平成8年6月 平成9年6月 平成12年5月 平成15年8月 平成17年5月 平成19年5月	早稲田大学第一政治経済学部卒業 山陽特殊製鋼株式会社入社 同社関連事業部長 サントク運輸株式会社出向 同社取締役総務部長 同社常務取締役 株式会社サントク人材センター出 向 同社代表取締役社長 姫路経営者協会専務理事 当社契約顧問 当社監査役 当社常勤監査役(現任)	(注)4	14.0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		江 畑 恵 司	昭和30年9月11日生	昭和54年3月 昭和54年4月 平成6年8月 平成8年5月 平成11年3月 平成14年5月 平成14年7月 平成17年8月 平成19年1月 平成19年9月 平成20年9月 平成21年5月	神戸商科大学商経学部卒業 当社入社 当社経理部長 当社取締役経理部長 当社取締役管理本部長兼経理部長 当社常務取締役管理本部長兼経理部長 当社常務取締役管理本部長 当社常務取締役管理本部長兼店舗開発担当 当社常務取締役店舗開発・経理本部長 当社常務取締役店舗開発本部長 当社常務取締役管理本部長 当社常勤監査役(現任)	(注)4	36.8
監査役		濱 田 聡	昭和27年10月3日生	昭和51年3月 昭和51年4月 昭和56年9月 昭和59年9月 平成6年5月 平成17年6月	一橋大学商学部卒業 監査法人中央会計事務所入社 監査法人朝日会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社 公認会計士濱田聡経営会計事務所開設(現在に至る) 当社監査役(現任) WDB株式会社(現 WDBホールディングス株式会社)監査役(現任)	(注)5	-
計							5,032.0

- (注) 1 取締役菅尾英文氏は社外取締役であります。  
2 常勤監査役大橋一喜氏および監査役濱田聡氏は社外監査役であります。  
3 取締役の任期は、平成25年2月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
4 常勤監査役大橋一喜氏、江畑恵司氏の任期は、平成25年2月期に係る定時株主総会終結の時から平成29年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
5 監査役濱田聡氏の任期は、平成23年2月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
6 当社では、経営環境の変化に的確に対応し、各部門の迅速な業務執行と強化を図ることを目的として執行役員制度を導入しております。執行役員は2名で、商品本部実用衣料・寝具商品本部長兼パジャマ商品部長藤崎和夫氏、商品本部アウター・服飾商品本部長重松守氏で構成されております。



## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### 企業統治の体制

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の健全化、迅速化および透明性の向上を図るために、コーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題の1つであると認識するとともに、企業としての社会的責任であると考えております。

取締役会は7名で構成されておりますが、経営の透明性、公正性をさらに高めるために、そのうち1名を社外取締役としております。社外取締役は弁護士としての豊富な経験と高い知見をもとに当社の経営への関与をしております。また、効率的かつ迅速な意思決定を行うため、月1回の取締役会以外に社長が必要と判断したときに、適切なメンバーを招集し会議を開催するなど、変化の激しい経営環境に対応する体制をとっております。

当社は監査役制度を採用しておりますが、監査役機能強化のため監査役会を構成している3名のうち2名は社外監査役であります。監査役は定期的に監査役会を開催し、監査に関する重要事項について協議を行い、業務執行の適法性チェックを中心に会計監査人との連携を緊密にとり、経営の透明性向上を図っております。

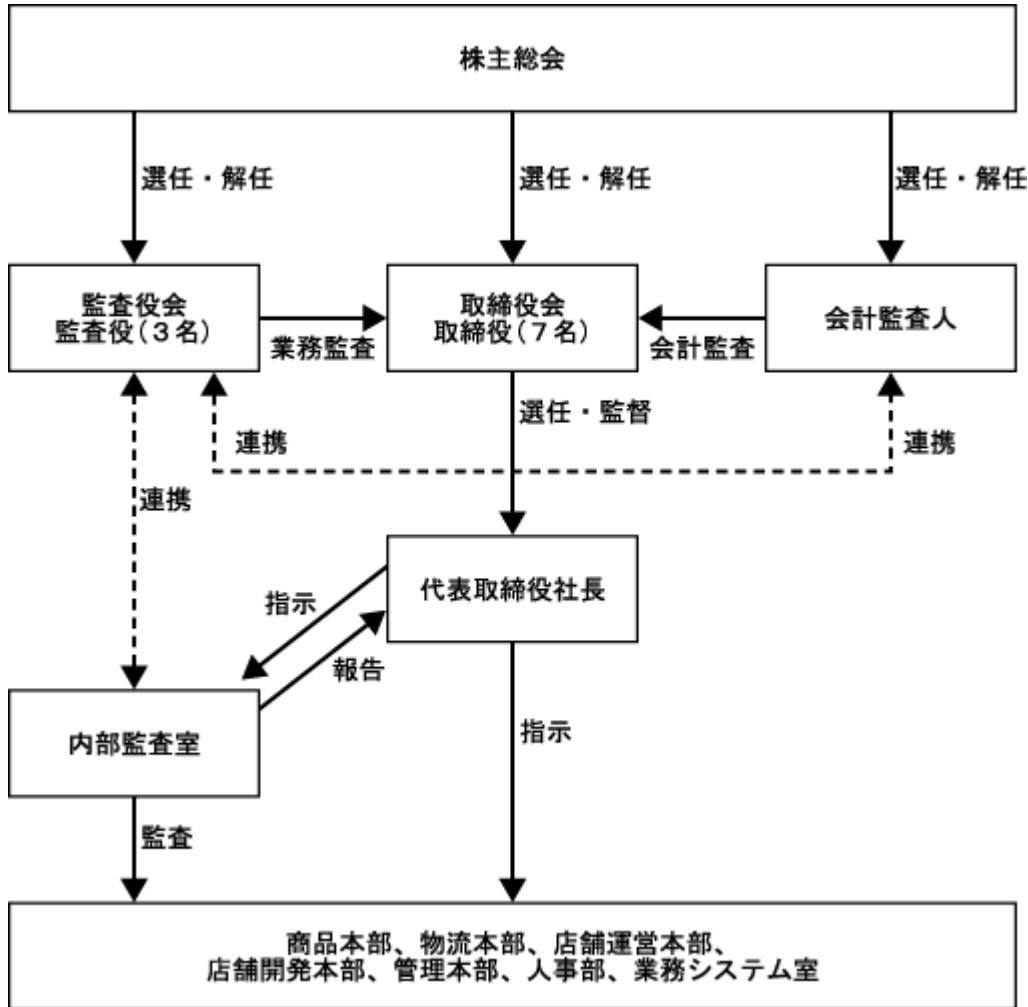
当社は財務報告に係る内部統制基本方針を制定しており、内部統制制度の運用においては内部統制委員会およびタスクフォースにより、その内容と実施状況を検証しております。内部統制委員会は月1回開かれ、各部署における内部統制責任者をはじめ、監査役および内部監査室も参加して財務報告に係る内部統制の有効性を高めております。

当社は企業価値を保全することを目的として、企業価値を損なう可能性のあるリスクについて、予防、発生時の対応、再発防止策等を定めたリスク管理規程を制定しております。

コンプライアンス面では、従業員行動規範および各部署毎の行動規範マニュアルを制定し、社内の倫理観醸成を図っております。また、社内における情報の周知徹底と透明性の向上を目的とした社報規程を制定し、総務部が主体となって全社の従業員が必要な情報を共有する体制をとっており、周知の必要がある情報を社報にまとめ、イントラネットで各部・各個人に伝達しております。

以上のような企業統治の体制を採用する理由としましては、当社は、監査役会設置会社として、上述の体制をとることにより、十分なコーポレート・ガバナンスが達成できると考えております。

当社の統治体制を図で示すと以下のようになります。



#### 内部統制システムの整備の状況

##### (イ) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

個人情報保護規程および内部情報管理規程等コンプライアンス体制に関連する各規程を役職員が法令・定款および社会的規範を遵守した行動をとるための行動規範とし、その徹底を図るため、コンプライアンスの取り組みの方向性などについて取締役会で決定します。内部監査室は取締役会の決定に基づいて、コンプライアンスの状況を監査します。また、法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行う手段として、内部通報の窓口を設置・運営します。

##### (ロ) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存・管理します。取締役および監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

##### (ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

会社の事業に関するコンプライアンスおよび各種リスクについては、組織横断的なリスク状況の監視および全社的対応の方向性を取締役会で決定します。その結果を踏まえ、それぞれの担当部署にて、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとします。なお、新たに生じたリスクへの対応については、必要に応じて、社長が対応責任者となる取締役を定めます。また、内部監査室は各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施します。

(二)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を企業理念や中期経営計画として定めます。各業務執行取締役はその目標達成のために各部門の目標数値、課題および具体的施策を決定し、会社の意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を提案します。取締役会はITを活用して定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

(ホ)当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現時点では企業集団を形成しておらず、該当事項はありません。

(ヘ)監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができます。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人は取締役の指揮命令は受けないものとします。

(ト)取締役および使用人が監査役会に報告するための体制・その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項および当社に重大な影響を及ぼす事項に加え、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容についても必要に応じて報告する体制を整備します。

(チ)その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握する為、内部監査室および会計監査人と緊密な連携をとりながら、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて社長、各取締役および使用人に説明を求めることとします。

内部監査および監査役監査

社長直轄の独立部署として内部監査室を設置しており、2名で構成されております。内部監査室は、当社の業務が諸法規、経営方針、諸規程、業務マニュアル等の規則に準拠して実施されているかを監査するとともに、財産の実態を監査し、経営の合理化および業務の適正な遂行を図るための指摘、改善等についての意見を社長に提出し、あわせて関係部門に必要な措置を要請することによって、経営効率の向上と社内管理体制の確立および当社の財産の保全を図っております。また、社長に報告された内容は、監査調書で内部統制委員長にも提出され、内部統制委員長との情報の共有を図っております。これらの監査における内部統制委員長への伝達事項は、内部監査室と監査役のミーティングでも報告され、緊密な相互連携を確保しています。なお、内部監査規程において、監査役および会計監査人との協調協力を図り、監査業務を円滑に効果的に行うことを定めております。

監査役会は社内監査役1名、社外監査役2名で構成されております。社内監査役である江畑恵司氏は当社において長年経理部門を担当した経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、内部監査室および会計監査人と緊密な連携をとりながら、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて社長、各取締役および使用人に説明を求めることとしております。

また、監査役と会計監査人は、通常の会計監査の過程において意見交換・問題点の情報共有を図っております。具体的には、年間の監査計画策定時、および内部監査室が同席する監査報告会において、定期的に協議の場をもっております。その他、実査・立会など監査人の監査手続実施時に同席するなどして、監査人と情報交換をしています。

内部監査室と監査役は月次で定例ミーティングを開催し情報の共有を図ることで、計画的な内部監査を実施し、内部統制を有効なものにしております。

### 社外取締役および社外監査役

当社は社外取締役を1名、社外監査役を2名おいておりますが、当社との間には特別の利害関係はありません。また、すべての社外取締役および社外監査役が役員等として関与する他の会社等と、当社との間に特記すべき人間関係、資本的関係または取引関係その他利害関係はありません。

社外取締役の菅尾英文氏は弁護士であり、弁護士としての豊富な経験と見識により社外取締役としての職務を適切に遂行可能であると判断し選任しております。また、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

大橋一喜氏は、直接会社の経営に関与した経営者経験から、豊富な経験と知識を反映することで社外監査役としての職務を適切に遂行可能と判断し選任しております。

濱田聡氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有することから、社外監査役としての職務を適切に遂行可能であると判断し選任しております。

また、当社は社外取締役および社外監査役を選任するにあたり、独立性に関する基準または方針は特に設けていませんが、選任にあたっては独立性と財務、会計、法務等の専門性を重視しております。

社外取締役および社外監査役は、内部監査、監査役監査および会計監査について取締役会および監査役会などを通じて必要に応じて意見を述べております。また、社外監査役は、「内部監査および監査役監査」に記載の通り会計監査人、内部統制委員長および内部監査室と相互連携を確保しております。

### 役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	191,115	144,500	8,415		38,200	7
監査役 (社外監査役を除く。)	7,500	7,200			300	1
社外役員	21,510	21,000	210		300	3

(注) 1 退職慰労金の内容は、当事業年度に引当てた役員退職慰労引当金の繰入額であります。  
2 金額等には平成25年2月期に係る定時株主総会で退任した取締役1名を含んでおります。

ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役に対する報酬限度額は、平成8年5月20日の定時株主総会決議により年額200,000千円以内、その他ストックオプション報酬額として平成19年5月15日の定時株主総会決議により年額68,520千円以内(うち社外取締役2,500千円以内)、監査役に対する報酬限度額は、平成17年5月17日の定時株主総会決議により年額30,000千円以内となっております。各人への配分は、その資格に基づき取締役については取締役会に、監査役については監査役会に諮ってこれを決定しております。また、取締役については社長に一任して決定することもあります。

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 7 銘柄  
貸借対照表計上額の合計額 423,511千円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額および保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)みずほフィナンシャルグループ	1,000,000	205,000	主要な取引銀行のため
ハリマ共和物産(株)	195,300	175,770	取引関係の強化のため
(株)コメリ	1,232	3,145	業界動向等の情報収集のため
イオン(株)	2,000	2,130	業界動向等の情報収集のため
(株)T & Dホールディングス	1,600	1,870	取引関係の強化のため
第一生命保険(株)	13	1,744	取引関係の強化のため
(株)しまむら	100	930	業界動向等の情報収集のため

(注) 上記のうち上位2銘柄は、貸借対照表計上額が当社資本金額の1%を超えております。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)みずほフィナンシャルグループ	1,000,000	212,000	主要な取引銀行のため
ハリマ共和物産(株)	195,300	201,159	取引関係の強化のため
(株)コメリ	1,232	2,976	業界動向等の情報収集のため
イオン(株)	2,000	2,520	業界動向等の情報収集のため
(株)T & Dホールディングス	1,600	1,985	取引関係の強化のため
第一生命保険(株)	1,300	1,966	取引関係の強化のため
(株)しまむら	100	903	業界動向等の情報収集のため

(注) 上記のうち上位2銘柄は、貸借対照表計上額が当社資本金額の1%を超えております。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

#### 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は木村文彦氏、中田明氏であり、有限責任監査法人トーマツに所属し、指定有限責任社員・業務執行社員であります。継続監査年数につきましては2名ともに7年以内であります。

当期の監査業務に係る補助者の構成は公認会計士6名、その他8名であります。

#### 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

また、当社は、自己株式の取得について、財務政策等の経営施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

#### 取締役会の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項の規定により、特別決議については議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
40,000	6,800	40,000	

【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、海外進出に関するアドバイザー業務であります。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

監査公認会計士等より提示された監査計画および監査報酬見積資料に基づき、監査公認会計士等と協議した上で決定しております。

## 第5 【経理の状況】

### 1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成25年2月21日から平成26年2月20日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

### 3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表は作成しておりません。

### 4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入する他、会計専門誌の定期購読、各種セミナーへの参加をしております。



## 1 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年2月20日)	当事業年度 (平成26年2月20日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	23,883,693	25,184,926
売掛金	1,025,117	1,106,318
商品	18,856,318	19,063,766
未着商品	441,367	711,550
前払費用	333,815	330,989
繰延税金資産	440,402	426,921
1年内回収予定の建設協力金	1,206,434	1,201,046
預け金	2,148,381	693,665
その他	294,185	257,212
流動資産合計	48,629,718	48,976,397
固定資産		
有形固定資産		
建物	6,397,633	6,612,564
減価償却累計額	3,777,751	3,985,354
建物(純額)	2,619,882	2,627,209
構築物	2,762,056	2,807,167
減価償却累計額	1,776,498	1,889,183
構築物(純額)	985,557	917,983
機械及び装置	11,611	98,758
減価償却累計額	9,776	20,099
機械及び装置(純額)	1,834	78,658
車両運搬具	14,538	14,538
減価償却累計額	2,525	7,535
車両運搬具(純額)	12,012	7,003
什器備品	5,344,756	5,517,675
減価償却累計額	4,512,200	4,764,016
什器備品(純額)	832,556	753,659
土地	1,828,197	2,022,059
リース資産	517,783	576,075
減価償却累計額	292,610	403,022
リース資産(純額)	225,172	173,052
建設仮勘定	8,973	67,500
有形固定資産合計	6,514,188	6,647,126
無形固定資産		
ソフトウェア	78,769	98,381
リース資産	276,863	164,765
電話加入権	64,718	64,718
その他	2,310	2,153
無形固定資産合計	422,661	330,019

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年2月20日)	当事業年度 (平成26年2月20日)
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	390,590	423,511
出資金	325	325
長期前払費用	1,407,713	1,322,308
繰延税金資産	415,968	434,932
建設協力金	9,819,644	8,999,289
敷金及び保証金	3,464,680	3,575,065
その他	41,492	34,676
貸倒引当金	-	5,891
投資その他の資産合計	15,540,415	14,784,217
<b>固定資産合計</b>	<b>22,477,265</b>	<b>21,761,363</b>
<b>資産合計</b>	<b>71,106,983</b>	<b>70,737,760</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形	1,442,839	1,376,842
買掛金	1, 2 10,097,729	1, 2 9,870,486
リース債務	243,493	196,951
未払金	1, 2 2,872,962	1, 2 2,845,215
未払費用	57,892	58,109
未払法人税等	2,069,036	860,745
未払消費税等	343,360	134,633
預り金	143,824	160,553
賞与引当金	549,055	551,339
設備関係支払手形	461,502	439,859
その他	12,481	39,298
流動負債合計	18,294,178	16,534,034
<b>固定負債</b>		
リース債務	301,579	168,926
退職給付引当金	418,109	409,285
役員退職慰労引当金	277,000	300,800
資産除去債務	828,947	856,452
その他	10,369	30,900
固定負債合計	1,836,005	1,766,364
<b>負債合計</b>	<b>20,130,183</b>	<b>18,300,398</b>

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年2月20日)	当事業年度 (平成26年2月20日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,523,031	2,523,031
資本剰余金		
資本準備金	2,321,155	2,321,155
その他資本剰余金	350	398
資本剰余金合計	2,321,506	2,321,553
利益剰余金		
利益準備金	132,216	132,216
その他利益剰余金		
圧縮積立金	54,605	51,833
特別償却準備金	8,969	70,046
別途積立金	43,839,000	46,163,000
繰越利益剰余金	4,267,895	3,611,236
利益剰余金合計	48,302,686	50,028,333
自己株式	2,472,758	2,772,527
株主資本合計	50,674,465	52,100,391
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	52,368	73,634
繰延ヘッジ損益	22,716	13,944
評価・換算差額等合計	75,084	59,690
新株予約権	227,249	277,279
純資産合計	50,976,799	52,437,361
負債純資産合計	71,106,983	70,737,760

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月20日)	当事業年度 (自 平成25年 2月21日 至 平成26年 2月20日)
売上高	122,546,332	127,676,120
売上原価		
商品期首たな卸高	19,631,685	19,297,686
当期商品仕入高	76,343,377	81,327,642
合計	95,975,062	100,625,329
商品期末たな卸高	19,297,686	19,775,317
商標権使用料	345,834	401,581
他勘定振替高	-	1 12,038
売上原価合計	2 77,023,210	2 81,239,555
売上総利益	45,523,121	46,436,565
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	3,668,310	3,586,279
運送費	2,555,231	2,609,032
役員報酬	168,150	172,700
従業員給料	8,619,600	9,081,114
従業員賞与	542,024	540,128
賞与引当金繰入額	549,055	551,339
役員退職慰労引当金繰入額	26,600	38,800
地代家賃	13,054,578	13,493,913
水道光熱費	2,242,563	2,591,033
減価償却費	976,675	946,688
アウトソーシング費用	1,572,390	1,821,358
貸倒引当金繰入額	-	5,891
その他	7,021,779	7,488,368
配送料負担受入額	3 1,817,717	3 1,815,612
販売費及び一般管理費合計	39,179,244	41,111,035
営業利益	6,343,876	5,325,529
営業外収益		
受取利息	130,501	131,204
受取配当金	10,286	10,463
受取保険金	1,875	7,177
期日前決済割引料	4 82,756	4 69,987
雑収入	38,497	58,374
営業外収益合計	263,917	277,207
営業外費用		
支払利息	12,103	8,854
為替差損	-	7,727
支払手数料	1,084	4,496
雑損失	654	218
営業外費用合計	13,843	21,296
経常利益	6,593,951	5,581,440

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月20日)	当事業年度 (自 平成25年 2月21日 至 平成26年 2月20日)
<b>特別利益</b>		
収用補償金	116,058	5,058
特別利益合計	116,058	5,058
<b>特別損失</b>		
減損損失	5 41,798	5 171,949
店舗閉鎖損失	-	6 97,317
特別損失合計	41,798	269,267
税引前当期純利益	6,668,212	5,317,231
法人税、住民税及び事業税	3,080,000	2,321,000
法人税等調整額	59,931	5,143
法人税等合計	3,020,068	2,326,143
当期純利益	3,648,143	2,991,088

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年2月21日 至 平成25年2月20日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計
当期首残高	2,523,031	2,321,155	350	2,321,506
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
圧縮積立金の積立				
圧縮積立金の取崩				
特別償却準備金の積立				
別途積立金の積立				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計				
当期末残高	2,523,031	2,321,155	350	2,321,506

(単位：千円)

	株主資本					
	利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計
		その他利益剰余金				
		圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	132,216			42,818,000	2,977,140	45,927,356
当期変動額						
剰余金の配当					1,272,814	1,272,814
当期純利益					3,648,143	3,648,143
圧縮積立金の積立		55,055			55,055	
圧縮積立金の取崩		450			450	
特別償却準備金の積立			8,969		8,969	
別途積立金の積立				1,021,000	1,021,000	
自己株式の取得						
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計		54,605	8,969	1,021,000	1,290,755	2,375,329
当期末残高	132,216	54,605	8,969	43,839,000	4,267,895	48,302,686

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	2,172,683	48,599,210	5,479	12,305	6,825	226,842	48,832,879
当期変動額							
剰余金の配当		1,272,814					1,272,814
当期純利益		3,648,143					3,648,143
圧縮積立金の積立							
圧縮積立金の取崩							
特別償却準備金の積立							
別途積立金の積立							
自己株式の取得	300,074	300,074					300,074
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			57,847	10,411	68,258	407	68,665
当期変動額合計	300,074	2,075,254	57,847	10,411	68,258	407	2,143,920
当期末残高	2,472,758	50,674,465	52,368	22,716	75,084	227,249	50,976,799

当事業年度(自 平成25年 2月21日 至 平成26年 2月20日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計
当期首残高	2,523,031	2,321,155	350	2,321,506
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
圧縮積立金の取崩				
特別償却準備金の積立				
特別償却準備金の取崩				
別途積立金の積立				
自己株式の取得				
自己株式の処分			47	47
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計			47	47
当期末残高	2,523,031	2,321,155	398	2,321,553

(単位：千円)

	株主資本					
	利益準備金	利益剰余金				
		その他利益剰余金				利益剰余金合計
	圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	132,216	54,605	8,969	43,839,000	4,267,895	48,302,686
当期変動額						
剰余金の配当					1,265,440	1,265,440
当期純利益					2,991,088	2,991,088
圧縮積立金の取崩		2,771			2,771	
特別償却準備金の積立			67,697		67,697	
特別償却準備金の取崩			6,619		6,619	
別途積立金の積立				2,324,000	2,324,000	
自己株式の取得						
自己株式の処分						
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計		2,771	61,077	2,324,000	656,658	1,725,647
当期末残高	132,216	51,833	70,046	46,163,000	3,611,236	50,028,333



(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	2,472,758	50,674,465	52,368	22,716	75,084	227,249	50,976,799
当期変動額							
剰余金の配当		1,265,440					1,265,440
当期純利益		2,991,088					2,991,088
圧縮積立金の取崩							
特別償却準備金の 積立							
特別償却準備金の 取崩							
別途積立金の積立							
自己株式の取得	300,145	300,145					300,145
自己株式の処分	376	424					424
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			21,266	36,660	15,393	50,029	34,635
当期変動額合計	299,769	1,425,926	21,266	36,660	15,393	50,029	1,460,561
当期末残高	2,772,527	52,100,391	73,634	13,944	59,690	277,279	52,437,361

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月20日)	当事業年度 (自 平成25年 2月21日 至 平成26年 2月20日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	6,668,212	5,317,231
減価償却費	980,273	951,353
減損損失	41,798	171,949
店舗閉鎖損失	-	97,317
貸倒引当金の増減額(は減少)	-	5,891
賞与引当金の増減額(は減少)	6,091	2,283
退職給付引当金の増減額(は減少)	44,783	8,823
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	26,600	23,800
受取利息及び受取配当金	140,788	141,668
支払利息	12,103	8,854
売上債権の増減額(は増加)	168,553	81,200
たな卸資産の増減額(は増加)	333,998	477,630
仕入債務の増減額(は減少)	24,524	293,254
その他	491,135	37,908
小計	8,271,130	5,538,195
利息及び配当金の受取額	10,294	10,473
利息の支払額	12,103	8,854
法人税等の支払額	2,004,547	3,520,183
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,264,773	2,019,630
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	817,302	1,191,849
建設協力金及び敷金・保証金の差入による支出	384,049	488,137
建設協力金及び敷金・保証金の回収による収入	1,263,384	1,327,102
投資活動によるキャッシュ・フロー	62,033	352,885
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
配当金の支払額	1,272,814	1,265,440
自己株式の取得による支出	300,074	300,145
リース債務の返済による支出	233,447	254,641
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,806,336	1,820,228
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	4,520,470	153,482
現金及び現金同等物の期首残高	21,511,604	26,032,074
現金及び現金同等物の期末残高	1 26,032,074	1 25,878,592

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

…期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

…移動平均法による原価法

2 デリバティブの評価基準および評価方法

時価法

3 たな卸資産の評価基準および評価方法

売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～39年
構築物	10年～20年
什器備品	3年～15年

また、平成19年3月31日以前に取得したのものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年度から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定額法

(4) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年2月20日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異は、発生した翌年度に一括して費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

6 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...為替予約

ヘッジ対象...外貨建輸入取引

(3) ヘッジ方針

為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しております。なお、当社は投機目的のデリバティブ取引は行わないこととしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。

7 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成25年2月21日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(1) 概要

退職給付見込額の期間帰属方法について、期間定額基準のほか給付算定基準の適用が可能となったほか、割引率の算定方法が改正されました。

(2) 適用予定日

平成28年2月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 ファクタリング期日前決済

仕入債務等については、ファクタリング方式により当社に対する債権者からファクタリング会社に譲渡されており、一部支払条件の期日前決済を実施しております。

当該期日前決済については、財務諸表において以下の金額を当事業年度末残高から控除して表示しております。

	前事業年度 (平成25年2月20日)	当事業年度 (平成26年2月20日)
買掛金	15,234,388千円	14,659,076千円
未払金	2,009,155千円	2,121,689千円

2 偶発債務

仕入債務等のファクタリング方式による期日前決済額の内、遡及義務を負っている金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年2月20日)	当事業年度 (平成26年2月20日)
期日前決済額の内、 遡及義務を負っているもの	12,732,109千円	13,199,478千円

3 コミットメントライン契約

当社では資金調達の安定性を高めるため、取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年2月20日)	当事業年度 (平成26年2月20日)
コミットメントライン極度額		5,000,000千円
借入実行残高		千円
借入未実行残高		5,000,000千円

(損益計算書関係)

1 他勘定振替高の内容

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

平成26年2月中旬の大雪により被害を受け廃棄処分した商品の販売費及び一般管理費への振替であります。なお、同額を受取保険金計上額と相殺しております。

2 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年2月21日 至 平成25年2月20日)	当事業年度 (自 平成25年2月21日 至 平成26年2月20日)
売上原価	1,458,395千円	1,257,690千円

3 配送料負担受入額の内容

当社向け取引先の共同出荷センターから各店舗への配送費用等を仕入先から受入れているものであります。

4 期日前決済割引料の内容

ファクタリング支払期日前の決済により、ファクタリング会社から受けとった割引料であります。

5 減損損失の内訳

前事業年度(自 平成24年2月21日 至 平成25年2月20日)

当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	場所	種類および金額	
事業用資産(店舗)	大阪府他 1府9県 14店舗	建物	13,745千円
		構築物	20,086千円
		什器備品	6,145千円
		リース資産	1,820千円
		合計	41,798千円

当社は、事業用資産と遊休資産に区分し、事業用資産は事業所ごと、遊休資産は各物件ごとにグルーピングしております。

上記の事業用資産については、継続的に営業損失を計上しており、投資額の将来の回収も見込めないため、帳簿価額を零まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当事業年度(自 平成25年2月21日 至 平成26年2月20日)

当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	場所	種類および金額	
事業用資産(店舗)	兵庫県他 1都1道1府19県 42店舗	建物	116,053千円
		構築物	42,530千円
		什器備品	11,936千円
		リース資産	1,429千円
		合計	171,949千円

当社は、事業用資産と遊休資産に区分し、事業用資産は事業所ごと、遊休資産は各物件ごとにグルーピングし

て

おります。

上記の事業用資産については、継続的に営業損失を計上しており、投資額の将来の回収も見込めないため、帳簿

簿

価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。事業用資産の回

収

可能価額は固定資産税評価額等を基にした正味売却価額により測定しております。

## 6 店舗閉鎖損失の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月20日)	当事業年度 (自 平成25年 2月21日 至 平成26年 2月20日)
賃貸借契約の解約等による損失	千円	97,317千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成24年2月21日 至平成25年2月20日)

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	69,588,856			69,588,856
自己株式				
普通株式(注)	2,399,798	419,877		2,819,675

(注)1 増加株式数および減少株式数の内訳は、次の通りであります。

取締役会決議に基づく取得による増加 419,700株

単元未満株式の買取りによる増加 177株

2 当社が平成22年9月27日開催の取締役会において、「株式給付信託(J-ESOP)」を導入することを決議したこと  
に伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(以下「信託口」という)が平成22年11月1日付で当社  
株式230,800株を取得しております。なお、平成25年2月20日現在において信託口が所有する当社株式230,800  
株を自己株式数に含めて記載しております。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	第6回新株予約権(注)					53,505	
	第7回新株予約権(注)					158,301	
	第8回新株予約権(注)					7,409	
	第9回新株予約権(注)					840	
	第10回新株予約権(注)					3,561	
	第11回新株予約権(注)					281	
	第12回新株予約権(注)					2,959	
	第13回新株予約権(注)					391	
合計						227,249	

(注) スtock・オプションとしての新株予約権であります。Stock・オプションの内容および規模については、  
「Stock・オプション等関係」に記載しております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年5月15日 定時株主総会	普通株式	674,198千円	10円00銭	平成24年2月20日	平成24年5月16日
平成24年9月27日 取締役会	普通株式	603,000千円	9円00銭	平成24年8月20日	平成24年11月1日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配  
当金を含んでおります。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成25年5月14日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	669,999千円	10円00銭	平成25年2月20日	平成25年5月15日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配  
当金を含んでおります。



当事業年度（自 平成25年 2月21日 至 平成26年 2月20日）

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	69,588,856			69,588,856
自己株式				
普通株式(注)	2,819,675	352,812	500	3,171,987

(注) 1 増加株式数および減少株式数の内訳は、次の通りであります。

取締役会決議に基づく取得による増加	352,600株
単元未満株式の買取りによる増加	212株
退職に伴う株式給付信託口分の減少	500株

- 2 当社が平成22年 9月27日開催の取締役会において、「株式給付信託(J-ESOP)」を導入することを決議したこと  
に伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(以下「信託口」という)が平成22年11月 1日付で当社  
株式230,800株を取得しております。なお、平成26年 2月20日現在において信託口が所有する当社株式230,300  
株を自己株式数に含めて記載しております。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	第 6 回新株予約権(注)					53,505	
	第 7 回新株予約権(注)					158,116	
	第 8 回新株予約権(注)					7,356	
	第 9 回新株予約権(注)					840	
	第10回新株予約権(注)					3,561	
	第11回新株予約権(注)					281	
	第12回新株予約権(注)					2,917	
	第13回新株予約権(注)					442	
	第14回新株予約権(注)					8,625	
	第15回新株予約権(注)					41,633	
合計						277,279	

(注) ストック・オプションとしての新株予約権であります。ストック・オプションの内容および規模については、「ストック・オプション等関係」に記載しております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成25年5月14日 定時株主総会	普通株式	669,999千円	10円00銭	平成25年2月20日	平成25年5月15日
平成25年10月1日 取締役会	普通株式	599,825千円	9円00銭	平成25年8月20日	平成25年11月1日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金を含んでおります。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年5月13日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	666,471千円	10円00銭	平成26年2月20日	平成26年5月14日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金を含んでおります。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	平成24年2月21日 平成25年2月20日)	(自 至	平成25年2月21日 平成26年2月20日)
現金及び預金勘定		23,883,693千円		25,184,926千円
預け金勘定		2,148,381千円		693,665千円
現金及び現金同等物		26,032,074千円		25,878,592千円

(リース取引関係)

1 リース取引開始日が平成21年2月20日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年2月20日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
什器備品	1,145,755	954,422	5,590	185,741
ソフトウェア	83,641	75,569		8,072
計	1,229,396	1,029,992	5,590	193,813

(単位：千円)

	当事業年度 (平成26年2月20日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
什器備品	773,598	714,044	2,355	57,197
ソフトウェア				
計	773,598	714,044	2,355	57,197

未経過リース料期末残高相当額およびリース資産減損勘定期末残高

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年2月20日)	当事業年度 (平成26年2月20日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	148,169	64,997
1年超	64,997	
計	213,166	64,997
リース資産減損勘定期末残高	5,590	2,355

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額および減損損失

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年2月21日 至 平成25年2月20日)	当事業年度 (自 平成25年2月21日 至 平成26年2月20日)
支払リース料	289,727	153,996
リース資産減損勘定の取崩額	3,633	4,664
減価償却費相当額	270,472	139,851
支払利息相当額	6,173	2,833
減損損失	1,820	1,429

減価償却費相当額および利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## 2 ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

### (1) リース資産の内容

・有形固定資産

主として、店舗におけるレジ等の電子機器類であります。

・無形固定資産

主として、本部における業務支援システムのソフトウェアであります。

### (2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## 3 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年2月20日)	当事業年度 (平成26年2月20日)
1年内	7,607,238	7,675,863
1年超	13,122,868	11,874,219
計	20,730,107	19,550,082

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用につきましては短期的な預金等に限定しております。

デリバティブについては、為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しており、投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金および預け金は取引先の信用リスクに晒されています。売掛金の内容は主にクレジットカード売上に係るものであり、また、預け金の内容は、店舗売上金の日々の一時的な預入金であり、1週間以内に取引先から本社口座に入金される形式となっております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

建設協力金、敷金及び保証金は、主に出店に係る賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形および買掛金並びに未払金はそのほとんどが4か月以内の支払期日です。また、その一部には、商品の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。

デリバティブ取引の内容は為替予約取引であり、為替相場の変動によるリスクを有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

売掛金および預け金については、定期的取引先の財務状況等の信用調査を行うとともに取引相手ごとに期日および残高の管理を行っております。

投資有価証券は、そのすべてが上場株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

建設協力金、敷金及び保証金についても、定期的差入先の財務状況等の信用調査を行うことにより回収懸念の早期把握を行っております。

デリバティブ取引に係る意思決定は、「外国為替管理規程」に従い、「為替委員会」にて行われます。為替委員会は、外国為替において発生する為替リスクについて、そのリスクの回避方針、手段等の意思決定機関として設置されており、月1回の定期委員会の開催を同規程で定めております。また、同規程を受けた「外国為替取扱マニュアル」に従い経理部が為替予約に関する業務を行い、月ごとの委員会で為替予約の状況報告をすることとなっております。なお、デリバティブ取引の契約先は、当社と取引のある信用度の高い国内の銀行であるため、取引先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(平成25年2月20日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	23,883,693	23,883,693	
(2) 売掛金	1,025,117	1,025,117	
(3) 預け金	2,148,381	2,148,381	
(4) 投資有価証券	390,590	390,590	
(5) 建設協力金( 1 )	11,026,079	11,708,009	681,930
(6) 敷金及び保証金	3,464,680	3,178,070	286,610
資産計	41,938,543	42,333,863	395,320
(1) 支払手形	1,442,839	1,442,839	
(2) 買掛金	10,097,729	10,097,729	
(3) 未払金	2,872,962	2,872,962	
(4) 未払法人税等	2,069,036	2,069,036	
(5) リース債務( 2 )	545,072	541,133	3,938
負債計	17,027,640	17,023,701	3,938
デリバティブ取引( 3 )	36,521	36,521	

( 1 ) 1年内回収予定の建設協力金を含んでおります。

( 2 ) 1年内返済予定のリース債務を含んでおります。

( 3 ) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当事業年度(平成26年2月20日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	25,184,926	25,184,926	
(2) 売掛金	1,106,318	1,106,318	
(3) 預け金	693,665	693,665	
(4) 投資有価証券	423,511	423,511	
(5) 建設協力金( 1 )	10,200,336	10,838,510	638,174
(6) 敷金及び保証金	3,575,065	3,366,529	208,535
資産計	41,183,822	41,613,461	429,639
(1) 支払手形	1,376,842	1,376,842	
(2) 買掛金	9,870,486	9,870,486	
(3) 未払金	2,845,215	2,845,215	
(4) 未払法人税等	860,745	860,745	
(5) リース債務( 2 )	365,877	363,316	2,561
負債計	15,319,165	15,316,604	2,561
デリバティブ取引( 3 )	22,418	22,418	

- ( 1 ) 1年内回収予定の建設協力金を含んでおります。
- ( 2 ) 1年内返済予定のリース債務を含んでおります。
- ( 3 ) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項  
資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金および(3) 預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 建設協力金および(6) 敷金及び保証金

これらは、契約ごとの将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 未払金および(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2 金銭債権の決算日後の償還予定額  
前事業年度(平成25年2月20日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	23,883,693			
売掛金	1,025,117			
預け金	2,148,381			
建設協力金	1,206,434	4,306,918	3,803,105	1,709,621
敷金及び保証金	349,757	372,228	1,001,496	1,741,197
合計	28,613,384	4,679,147	4,804,602	3,450,818

当事業年度(平成26年2月20日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	25,184,926			
売掛金	1,106,318			
預け金	693,665			
建設協力金	1,201,046	4,190,390	3,379,885	1,429,014
敷金及び保証金	367,027	426,353	1,225,638	1,556,045
合計	28,552,983	4,616,743	4,605,523	2,985,060

3 リース債務の決算日後の返済予定額  
前事業年度(平成25年2月20日)

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	243,493	182,040	86,140	27,400	5,997

当事業年度(平成26年2月20日)

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	196,951	101,187	42,586	21,322	3,830



(有価証券関係)

その他有価証券

前事業年度(平成25年2月20日)

区分	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	386,975	305,545	81,430
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,615	3,980	365
合計		390,590	309,525	81,065

当事業年度(平成26年2月20日)

区分	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	421,525	307,365	114,160
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,985	2,160	174
合計		423,511	309,525	113,986

(デリバティブ取引関係)

## 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

## 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前事業年度(自 平成24年2月21日 至 平成25年2月20日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	623,634千円		36,521千円
合計			623,634千円		36,521千円

(注) 時価の算定方法 取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当事業年度(自 平成25年2月21日 至 平成26年2月20日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	1,586,175千円		22,418千円
合計			1,586,175千円		22,418千円

(注) 時価の算定方法 取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

(退職一時金制度)

1 採用している退職給付制度の概要

退職金支給細則に基づく退職一時金制度を採用しております。

2 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成25年2月20日)	当事業年度 (平成26年2月20日)
退職給付債務(千円)	357,949	408,098
退職給付引当金(千円)	391,564	373,957
未認識数理計算上の差異(千円)	33,614	34,140

3 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成24年2月21日 至 平成25年2月20日)	当事業年度 (自 平成25年2月21日 至 平成26年2月20日)
勤務費用(千円)	32,537	30,678
利息費用(千円)	7,196	7,159
数理計算上の差異の処理額(千円)	819	33,614
退職給付費用(千円)	40,553	4,223

4 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

割引率

前事業年度 (自 平成24年2月21日 至 平成25年2月20日)	当事業年度 (自 平成25年2月21日 至 平成26年2月20日)
2.0%	1.5%

退職給付見込額の期間配分方法

勤務期間を基準とする方法

数理計算上の差異の処理年数

1年

( 株式給付制度 )

1 採用している退職給付制度の概要

株式給付規程に基づく、当社の従業員が退職した場合に当該退職者に対し当社株式またはそれに相当する金銭を給付する株式給付制度を採用しております。

2 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成25年2月20日)	当事業年度 (平成26年2月20日)
退職給付債務(千円)	26,544	35,327
退職給付引当金(千円)	26,544	35,327

3 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自平成24年2月21日 至平成25年2月20日)	当事業年度 (自平成25年2月21日 至平成26年2月20日)
株式給付規程に基づく期末勤務ポイントの積立(千円)	12,397	9,500
退職給付費用(千円)	12,397	9,500

(ストック・オプション等関係)

## 1. 費用計上額および科目名

	前事業年度 (自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月20日)	当事業年度 (自 平成25年 2月21日 至 平成26年 2月20日)
販売費及び一般管理費「その他」(株式報酬費用)	407千円	50,029千円

## 2. スtock・オプションの内容、規模およびその変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	平成19年5月15日 (株主総会承認日)	平成19年5月15日 (株主総会承認日)	平成20年5月13日 (株主総会承認日)
付与対象者の区分 および人数	当社取締役6名	当社従業員285名	当社従業員68名
株式の種類および ストック・オプションの数(株) (注)	普通株式 87,000	普通株式 275,000	普通株式 43,900
付与日	平成19年7月2日	平成19年7月2日	平成20年6月9日
権利確定条件	付与日(平成19年7月2日)以降、権利確定日(平成21年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。	付与日(平成19年7月2日)以降、権利確定日(平成21年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。	付与日(平成20年6月9日)以降、権利確定日(平成22年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
対象勤務期間	平成19年7月2日から 平成21年5月31日まで	平成19年7月2日から 平成21年5月31日まで	平成20年6月9日から 平成22年5月31日まで
権利行使期間	平成21年6月1日から 平成26年5月31日まで	平成21年6月1日から 平成26年5月31日まで	平成22年6月1日から 平成26年5月31日まで

	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
決議年月日	平成21年5月19日 (株主総会承認日)	平成21年5月19日 (株主総会承認日)	平成22年5月18日 (株主総会承認日)
付与対象者の区分および人数	当社取締役2名	当社従業員93名	当社取締役2名
株式の種類およびストック・オプションの数(株) (注)	普通株式 10,000	普通株式 44,500	普通株式 4,000
付与日	平成21年7月24日	平成21年7月24日	平成22年6月7日
権利確定条件	付与日(平成21年7月24日)以降、権利確定日(平成23年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。	付与日(平成21年7月24日)以降、権利確定日(平成23年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。	付与日(平成22年6月7日)以降、権利確定日(平成24年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
対象勤務期間	平成21年7月24日から 平成23年5月31日まで	平成21年7月24日から 平成23年5月31日まで	平成22年6月7日から 平成24年5月31日まで
権利行使期間	平成23年6月1日から 平成26年5月31日まで	平成23年6月1日から 平成26年5月31日まで	平成24年6月1日から 平成26年5月31日まで

	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権
決議年月日	平成22年5月18日 (株主総会承認日)	平成23年5月17日 (株主総会承認日)	平成25年5月14日 (株主総会承認日)
付与対象者の区分および人数	当社従業員87名	当社従業員99名	当社取締役7名
株式の種類およびストック・オプションの数(株) (注)	普通株式 43,600	普通株式 94,800	普通株式 123,000
付与日	平成22年6月7日	平成23年6月6日	平成25年6月3日
権利確定条件	付与日(平成22年6月7日)以降、権利確定日(平成24年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。	付与日(平成23年6月6日)以降、権利確定日(平成25年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。	付与日(平成25年6月3日)以降、権利確定日(平成27年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
対象勤務期間	平成22年6月7日から 平成24年5月31日まで	平成23年6月6日から 平成25年5月31日まで	平成25年6月3日から 平成27年5月31日まで
権利行使期間	平成24年6月1日から 平成26年5月31日まで	平成25年6月1日から 平成26年5月31日まで	平成27年6月1日から 平成32年5月31日まで

	第15回新株予約権
決議年月日	平成25年5月14日 (株主総会承認日)
付与対象者の区分 および人数	当社従業員502名
株式の種類および ストック・オプションの数(株) (注)	普通株式 597,600
付与日	平成25年6月3日
権利確定条件	付与日(平成25年6月3日)以降、権利確定日(平成27年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
対象勤務期間	平成25年6月3日から 平成27年5月31日まで
権利行使期間	平成27年6月1日から 平成32年5月31日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模およびその変動状況

ストック・オプションの数

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後 (株)			
前事業年度末	87,000	257,400	42,100
権利確定			
権利行使			
失効		300	300
未行使残	87,000	257,100	41,800

	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後 (株)			
前事業年度末	10,000	42,400	4,000
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残	10,000	42,400	4,000

	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末		93,300	
付与			123,000
失効			
権利確定		93,300	
未確定残			123,000
権利確定後 (株)			
前事業年度末	42,100		
権利確定		93,300	
権利行使			
失効	600	1,200	
未行使残	41,500	92,100	

	第15回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	
付与	597,600
失効	3,900
権利確定	
未確定残	593,700
権利確定後 (株)	
前事業年度末	
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	

単価情報

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利行使価格 (円)	2,159	2,159	2,159
行使時平均株価 (円)			
付与日における公正な評価単価 (円)	615	615	176

	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利行使価格 (円)	2,159	2,159	2,159
行使時平均株価 (円)			
付与日における公正な評価単価 (円)	84	84	70

	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権
権利行使価格 (円)	2,159	2,159	1,098
行使時平均株価 (円)			
付与日における公正な評価単価 (円)	70	4	187

	第15回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,098
行使時平均株価 (円)	
付与日における公正な評価単価 (円)	187

3. 当年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値およびその見積方法

株価変動性 33.229%

平成20年12月3日～平成25年6月3日の株価実績に基づき算定しております。

予想残存期間 4.5年

予想残存期間については、十分なデータ蓄積がなく、合理的な見積もりが困難であるため、付与されたストック・オプションが権利行使期間中に一様に分散的に権利行使されるものと仮定し、予想残存期間は割当日から権利行使期間の中間点までの期間と考えることとしております。

1株当たりの配当額 19円

過去1年間の実績配当金を使用しております。

無リスクの利子率 0.271%

予想残存期間に対応する期間の国債の利回りを用いました。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。



(税効果会計関係)

1 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動資産

	前事業年度 (平成25年2月20日)	当事業年度 (平成26年2月20日)
繰延税金資産		
賞与引当金	207,543千円	208,406千円
未払事業税	151,914千円	80,086千円
その他	94,750千円	138,428千円
繰延税金負債		
繰延ヘッジ利益	13,805千円	千円
繰延税金資産の純額	440,402千円	426,921千円

(2) 固定資産

	前事業年度 (平成25年2月20日)	当事業年度 (平成26年2月20日)
繰延税金資産		
資産除去債務	293,447千円	305,293千円
退職給付引当金	148,502千円	145,026千円
役員退職慰労引当金	98,058千円	106,483千円
減価償却累計額	94,509千円	93,473千円
減損損失累計額	68,621千円	108,128千円
その他	257千円	2,457千円
繰延税金負債		
建設協力金・保証金	117,000千円	120,481千円
資産除去債務に対応する除去費用	106,219千円	96,841千円
圧縮積立金	30,370千円	28,686千円
その他有価証券評価差額金	28,697千円	40,351千円
特別償却準備金	5,139千円	39,569千円
繰延税金資産の純額	415,968千円	434,932千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳

	前事業年度 (平成25年2月20日)	当事業年度 (平成26年2月20日)
法定実効税率	40.5%	37.8%
(調整)		
住民税均等割	4.3%	5.5%
税率変更による期末繰延税金資産(純額)の減額修正	0.5%	%
その他	0.0%	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.3%	43.7%

3 決算日後に法人税等の税率変更があった場合のその内容および影響

平成26年3月31日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)の廃止が公布され、平成26年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下の通りとなります。

平成27年2月20日まで	37.8%
平成27年2月21日以降	35.4%

この税率の変更による影響は軽微であります。

(持分法損益等)

関連会社がないため該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗および事務所の賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間等によって取得から2～50年と見積もり、割引率は0.1～2.4%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成24年2月21日 至 平成25年2月20日)	当事業年度 (自 平成25年2月21日 至 平成26年2月20日)
期首残高	787,494千円	828,947千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	33,787千円	29,880千円
時の経過による調整額	14,788千円	15,348千円
資産除去債務の履行による減少額	7,122千円	11,764千円
期末残高	828,947千円	862,412千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月20日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年 2月21日 至 平成26年 2月20日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成24年2月21日 至 平成25年2月20日)	当事業年度 (自 平成25年2月21日 至 平成26年2月20日)
1株当たり純資産額	760.07円	785.34円
1株当たり当期純利益	54.59円	45.00円

(注) 1 希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は記載していません。

2 「1株当たり純資産額」を算定するための普通株式の自己株式数、「1株当たり当期純利益」を算定するための普通株式の期中平均自己株式数については、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式を含めております。

3 算定上の基礎

1株当たり純資産額

項目	前事業年度 (平成25年2月20日)	当事業年度 (平成26年2月20日)
貸借対照表の純資産の部の合計額	50,976,799千円	52,437,361千円
普通株式に係る純資産額	50,749,550千円	52,160,082千円
差額の主な内訳		
新株予約権	227,249千円	277,279千円
普通株式の発行済株式数	69,588,856株	69,588,856株
普通株式の自己株式数	2,819,675株	3,171,987株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数	66,769,181株	66,416,869株

1株当たり当期純利益

項目	前事業年度 (自 平成24年2月21日 至 平成25年2月20日)	当事業年度 (自 平成25年2月21日 至 平成26年2月20日)
損益計算書上の当期純利益	3,648,143千円	2,991,088千円
普通株式に係る当期純利益	3,648,143千円	2,991,088千円
普通株主に帰属しない金額	千円	千円
普通株式の期中平均株式数	66,833,842株	66,470,890株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	潜在株式の種類 (新株予約権) 潜在株式の数 (581,000株)	潜在株式の種類 (新株予約権) 潜在株式の数 (1,298,900株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

資産総額の100分の1以下でありますので、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	6,397,633	386,343	171,412 (116,053)	6,612,564	3,985,354	244,881	2,627,209
構築物	2,762,056	107,853	62,741 (42,530)	2,807,167	1,889,183	132,009	917,983
機械及び装置	11,611	87,147		98,758	20,099	9,784	78,658
車両運搬具	14,538			14,538	7,535	5,009	7,003
什器備品	5,344,756	239,163	66,245 (11,936)	5,517,675	4,764,016	299,211	753,659
土地	1,828,197	193,861		2,022,059			2,022,059
リース資産	517,783	58,291		576,075	403,022	110,411	173,052
建設仮勘定	8,973	1,026,780	968,253	67,500			67,500
有形固定資産計	16,885,551	2,099,440	1,268,653 (170,520)	17,716,338	11,069,212	801,307	6,647,126
無形固定資産							
ソフトウェア	114,033	43,982	11,227	146,788	48,406	24,313	98,381
リース資産	621,192	13,477		634,670	469,904	125,575	164,765
電話加入権	64,718			64,718			64,718
その他 (水道施設利用権)	2,336			2,336	182	156	2,153
無形固定資産計	802,281	57,460	11,227	848,513	518,494	150,046	330,019
長期前払費用	2,314,208	93,759	1,505	2,406,462	1,084,153	178,658	1,322,308

(注) 1 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

資産の種類	内容	金額
建物	新店舗(当期出店の34店舗)に係るもの	312,613千円
建設仮勘定	新店舗(当期出店の34店舗)に係るもの	889,312千円

2 当期減少額のうち( )内は内書きで減損損失計上額であります。

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	243,493	196,951	1.9	
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	301,579	168,926	1.5	平成27年～30年
その他有利子負債				
1年以内に返済予定の割賦未払金	1,800	8,897		
割賦未払金(1年以内に返済予定のものを除く。)	5,952	26,636		平成27年～30年

(注) 1 割賦未払金については、利息相当額を控除する前の金額で未払金を貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2 リース債務およびその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	101,187	42,586	21,322	3,830
その他有利子負債	8,897	8,897	7,647	1,193

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金		5,891			5,891
賞与引当金	549,055	551,339	549,055		551,339
役員退職慰労引当金	277,000	38,800	15,000		300,800

## 【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務	828,947	45,228	11,764	862,412

(2) 【主な資産および負債の内容】

資産の部

イ 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	327,850
預金の種類	
当座預金	7,591,620
普通預金	17,216,012
郵便貯金	19,863
別段預金	29,579
小計	24,857,076
合計	25,184,926

ロ 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)ジェーシービー	231,212
(株)みなとカード	195,849
三菱UFJニコス(株)	142,817
イオンクレジットサービス(株)	121,309
トヨタファイナンス(株)	120,091
その他	295,038
計	1,106,318

売掛金の発生および回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
A	B	C	D	$\frac{C}{A+B} \times 100$	$\frac{A+D}{2}$ $\frac{B}{365}$
1,025,117	25,054,337	24,973,136	1,106,318	95.8	15.5



八 商品

区分	金額(千円)
子供衣料	7,433,716
育児・服飾雑貨	7,965,764
ベビー・マタニティー衣料	3,664,286
計	19,063,766

二 未着商品

区分	金額(千円)
子供衣料	629,548
育児・服飾雑貨	70,687
ベビー・マタニティー衣料	11,314
計	711,550

ホ 建設協力金

相手先	金額(千円)
ダイワロイヤル(株)	1,437,653
大和情報サービス(株)	966,882
セントラルコンパス(株)	513,930
大和リース(株)	472,129
(株)原信	47,920
その他	5,560,774
計	8,999,289

へ 敷金及び保証金

区分	金額(千円)
店舗用物件	3,529,149
本部および事務所	37,035
その他	8,879
計	3,575,065

負債の部  
イ 支払手形  
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
日本通運(株)	432,364
山九(株)	250,385
(株)日立物流	158,887
(株)犬印本舗	114,948
安田産業(株)	91,370
その他	328,885
計	1,376,842

期日別明細

期日別	金額(千円)
1か月以内	367,530
2か月以内	485,477
3か月以内	302,493
4か月以内	221,340
計	1,376,842

ロ 買掛金

相手先	金額(千円)
ビップ(株)	1,863,342
川本産業(株)	1,152,167
(株)スミテックス・インターナショナル	574,573
丸紅ファッションリンク(株)	538,570
兼松繊維貿易(香港)有限公司	416,292
その他	5,325,538
計	9,870,486

(注) 買掛金残高には各相手先がみずほファクター株式会社に債権譲渡した金額を含んでおります。

八 設備関係支払手形  
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
コクヨファニチャー(株)	235,048
ラッキー工業(株)	80,165
大和ハウス工業(株)	55,820
日本安全警備(株)	46,375
シンプロメンテ(株)	10,307
その他	12,140
計	439,859

期日別明細

期日別	金額(千円)
1か月以内	163,438
2か月以内	112,766
3か月以内	113,900
4か月以内	49,752
計	439,859

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	31,664,518	62,219,189	97,906,489	127,676,120
税引前 四半期(当期)純利益 (千円)	1,762,060	2,322,090	4,822,068	5,317,231
四半期(当期)純利益 (千円)	1,020,765	1,287,461	2,760,246	2,991,088
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	15.33	19.36	41.52	45.00

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	15.33	4.02	22.17	3.48

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	2月21日から翌年2月20日まで
定時株主総会	5月1日より5月20日までの間
基準日	2月20日
剰余金の配当の基準日	2月20日、8月20日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 <a href="http://www.24028.jp/">http://www.24028.jp/</a>
株主に対する特典	年2回2月20日、8月20日現在の株主に対し、「お買物優待券」を以下の基準により贈呈します。 (1) 発行基準 所有株式数100株(1単元)以上保有の株主に対し1,000円(100円券10枚) 所有株式数1,000株(10単元)以上保有の株主に対し5,000円(100円券50枚) (2) 優待方法 お買物1回のご精算1,000円以上につき1,000円毎に1枚使用できます。 (3) 対象店舗 当社指定店舗 (4) 有効期限 8月20日現在の株主に対する発行分 翌年5月31日まで 2月20日現在の株主に対する発行分 同年11月30日まで

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式については次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項の各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増請求をする権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類、 有価証券報告書の 確認書	事業年度 (第57期)	自 平成24年2月21日 至 平成25年2月20日	平成25年5月15日 近畿財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書			平成25年5月15日 近畿財務局長に提出。
(3) 臨時報告書 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時 報告書(株主総会における議決権行使の結果)			平成25年5月16日 近畿財務局長に提出。
(4) 臨時報告書 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報 告書(ストックオプション目的の新株予約権発行決議)			平成25年5月17日 近畿財務局長に提出。
(5) 臨時報告書の訂正報告書 平成25年5月17日提出の臨時報告書(ストックオプション目的の新株予約権発行 決議)に係る訂正報告書			平成25年6月4日 近畿財務局長に提出。
(6) 四半期報告書、 四半期報告書の確認書	(第58期第1四半期)	自 平成25年2月21日 至 平成25年5月20日	平成25年7月3日 近畿財務局長に提出。
	(第58期第2四半期)	自 平成25年5月21日 至 平成25年8月20日	平成25年10月3日 近畿財務局長に提出。
	(第58期第3四半期)	自 平成25年8月21日 至 平成25年11月20日	平成25年12月26日 近畿財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年5月7日

株式会社西松屋チェーン  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木 村 文 彦

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 田 明

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西松屋チェーンの平成25年2月21日から平成26年2月20日までの第58期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西松屋チェーンの平成26年2月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社西松屋チェーンの平成26年2月20日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社西松屋チェーンが平成26年2月20日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。